

第5期宮前区地域福祉計画 素案

宮前区

目 次

序章 川崎市地域福祉計画について	1
1 計画の趣旨・期間	3
(1) 計画の趣旨	3
(2) 計画の期間	3
2 計画の位置付けと関連計画との関係性	4
(1) 地域包括ケアシステム推進ビジョンと地域福祉計画の関係性	4
(2) 地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係	8
3 これまでの計画の進捗状況と課題	9
4 地域共生社会の実現に向けた動向	11
5 2025年を見据えためざすべき姿	13
(1) 地域福祉とは	13
(2) 地域福祉の対象者と担い手	14
(3) 2025年に向けて想定される課題とめざすべき姿	15
6 第5期計画期間における施策の方向性	17
(1) 地域福祉計画推進における圏域の考え方	17
(2) 計画の基本理念・目標	18
7 第5期計画の実施状況の点検・見直し	20
第5期川崎市地域福祉計画の施策体系図	21
第1章 宮前区地域福祉計画策定にあたって	23
1 宮前区地域福祉計画	25
(1) 地域福祉計画とは	25
(2) 計画策定の流れ	25
(3) 宮前区の地域包括ケアシステム	26
2 宮前区の地域の特色	27
(1) 宮前区の概況	27
(2) 宮前区の地域福祉を取り巻く現状	28
3 宮前区における生活課題	43
(1) 第4回川崎市地域福祉実態調査（地域の生活課題に関する調査）からみえる課題	43
(2) 団体アンケート（地域福祉活動に関する調査）からみえる課題	46
(3) 宮前区民の医療・福祉に関する意識調査報告書からみえる課題	47
(4) 地域のつながりワークショップからみえる課題	49
(5) シンポジウムからみえる課題	52

4	第4期計画の振り返り	54
	(1) 第4期計画における重点項目	54
	(2) 第4期計画の評価と課題	55
第2章	宮前区の地域福祉推進の取組	59
1	宮前区が目指す地域福祉	61
	(1) 計画の理念	61
	(2) 基本目標	62
	(3) 計画の骨子	63
	(4) 事業体系一覧表	64
2	第5期計画の重点的な取組	67
3	具体的な取組	69
第3章	第5期計画の推進体制	93
1	地域福祉推進のための役割	95
2	計画の進行管理	96

川崎市地域福祉計画について

序 章

1 計画の趣旨・期間

(1) 計画の趣旨

「地域福祉計画」は、社会福祉法第 107 条に基づき、以下の事項を一体的に定める計画です。

- ① 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関する共通的事項
- ② 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- ③ 地域における福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- ④ 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

本市では、平成 16（2004）年度から策定しており、今回が第5期となります。今回の第5期計画についても、市計画と区計画をそれぞれ策定します。

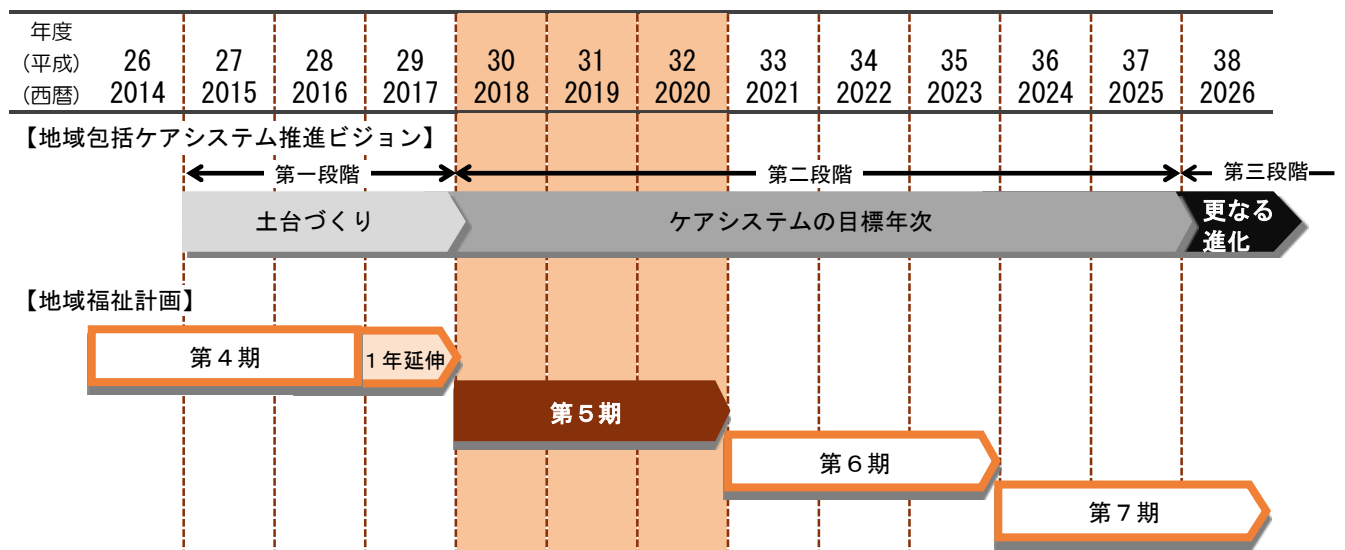
【計画策定における市民参加と合意形成】

計画策定にあたっては、市計画については、川崎市社会福祉審議会条例に定める川崎市社会福祉審議会地域福祉専門分科会、区計画については、各区地域福祉計画推進会議（会議名は、別名称となっている区もあります）において、検討を進めます。

さらに、市民の御意見を広く反映していくため、各区説明会の開催、パブリックコメントなどを実施します。

(2) 計画の期間

第5期地域福祉計画の計画期間は、平成 30（2018）年度から平成 32（2020）年度までの3年間です。



なお、第4期計画については、平成 26（2014）年度から平成 28（2016）年度までの3年間の計画でしたが、本市においては、平成 27（2015）年3月に、地域包括ケアシステム構築に向けた関連行政計画の上位概念として、「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン」を策定し、その推進を図るため、1年間計画期間を延伸し、平成 29（2017）年度までの計画として期間を変更しました。

2 計画の位置付けと関連計画との関係性

（1）地域包括ケアシステム推進ビジョンと地域福祉計画の関係性

高齢化率が 21%を大きく上回る今後のわが国の超高齢社会においては、全国的に平成 37（2025）年までに、75 歳以上の後期高齢者が急増することが見込まれ、本市においても、同様の傾向であるとともに、平成 57（2045）年以降も、都市化する過程で移住してきた人々が高齢化していくことなどにより、さらに後期高齢者の増加が見込まれています。今後、一人暮らし高齢者や高齢者夫婦のみの世帯、認知症高齢者の増加や、それにより、疾病による入院リスクの高まりによる入院需要の増大が想定されます。

一方で、約6割の人が最期まで自宅で暮らし続けたいと願っているのに対し、実際に、自宅で亡くなる人は、全国と比較して若干高い水準ですが、約2割弱という状況です。

市民の希望に寄り添い、社会保障制度の持続可能性を高めるためには、高齢者等が自宅をはじめとした在宅で暮らし続けられるように、医療を在宅に届けられる仕組みづくりが重要と考えられます。

しかしながら、医療だけでは在宅で暮らし続けることはできず、「住まい」「生活支援」「医療」「介護」「予防」の5つの要素が包括的に、切れ目なく提供できるような環境整備が必要と考えられています。

国においては、こうした状況の中で、平成 23（2011）年度の介護保険法改正により「地域包括ケアシステム」という考え方が打ち出され、中学校区程度を念頭に、概ね 30 分以内に駆けつけられる日常生活圏域において、生活に必要な様々な要素が利用者のニーズに応じて適切に組み合わせられ、入院、退院、在宅復帰を通じて、切れ目なく一体的にサービス提供がなされる「地域包括ケアシステム」の必要性が高まっています。

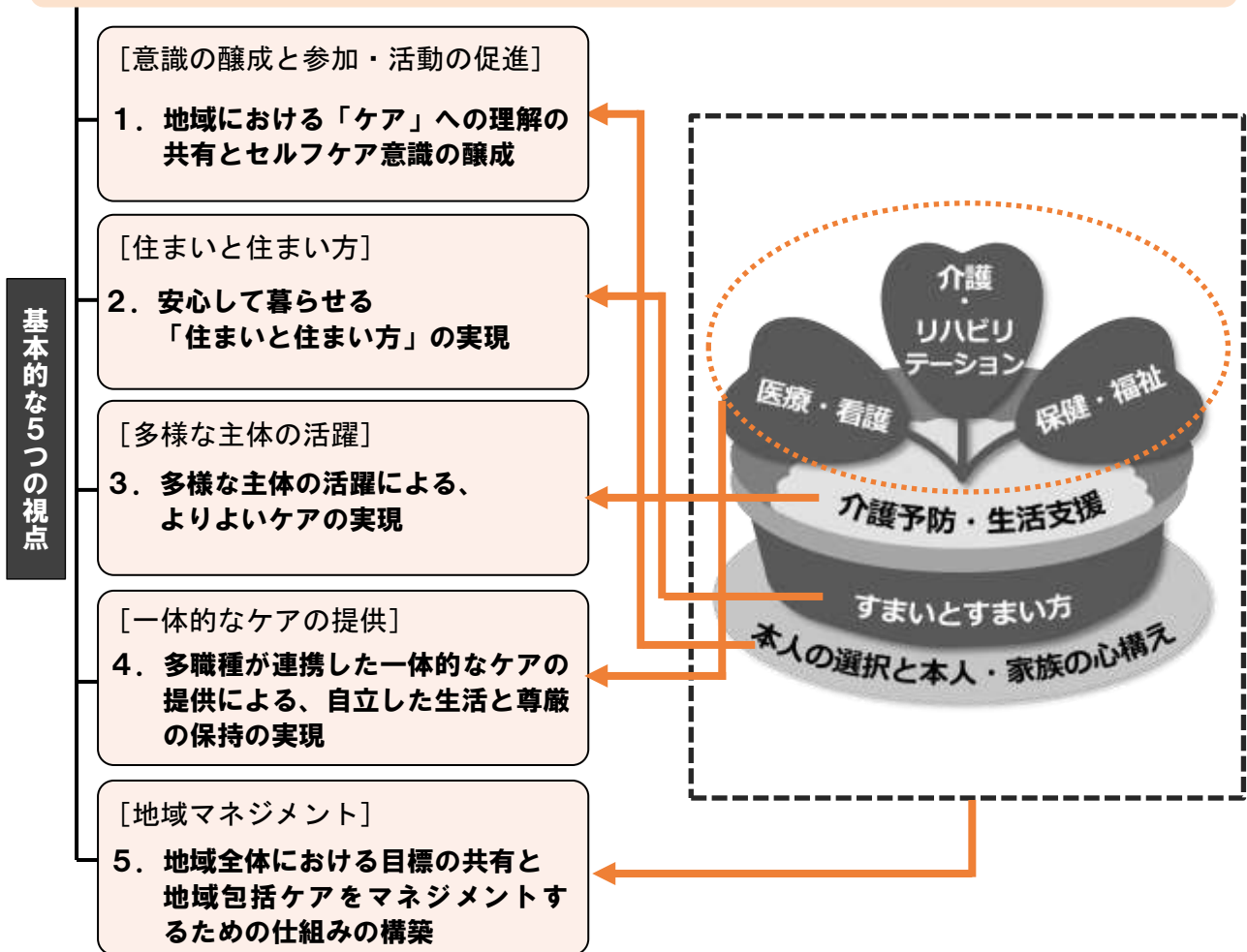
本市においては、昨今、家族・地域社会の変容などによるニーズの多様化・複雑化が進み、地域における生活課題の多様性が高まっていることから、高齢者に限らず、障害者や子ども、子育て中の親などに加え、現時点で他者からのケアを必要としない方々を含め、すべての地域住民を対象として、平成 27（2015）年3月に関連個別計画の上位概念として、「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン」を策定しました。

【「地域包括ケアシステム推進ビジョン」における取組の視点】

～一生住み続けたい最幸のまち・川崎をめざして～

基本理念

川崎らしい都市型の地域包括ケアシステムの構築による
誰もが住み慣れた地域や自らが望む場で安心して暮らし続けることができる地域の実現

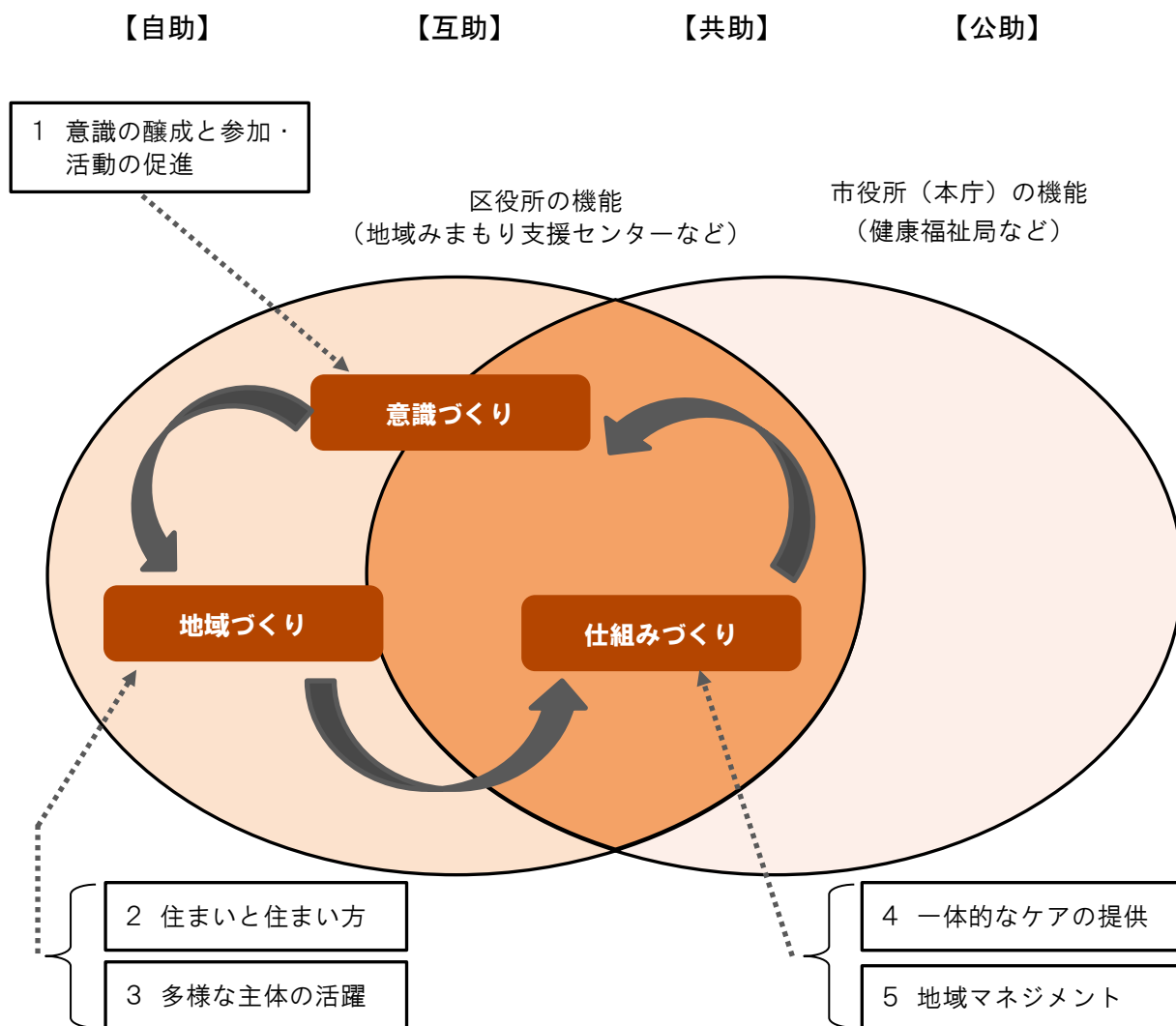


出典：三菱UFJリサーチ&コンサルティング「＜地域包括ケア研究会＞地域包括ケアシステムと地域マネジメント」（地域包括ケアシステム構築に向けた制度及びサービスのあり方に関する研究事業）、平成27年度厚生労働省老人保健健康増進等事業、2016年をもとに作成

さらに、本市においては、行政機関として、住民に身近な区役所と市役所（本庁）が全市的な調整を図り調和のとれた施策を展開していることから、地域福祉の推進を含めた地域包括ケアシステムの構築に向けて、それぞれの適切な役割分担により、一体的に取り組むを推進します。

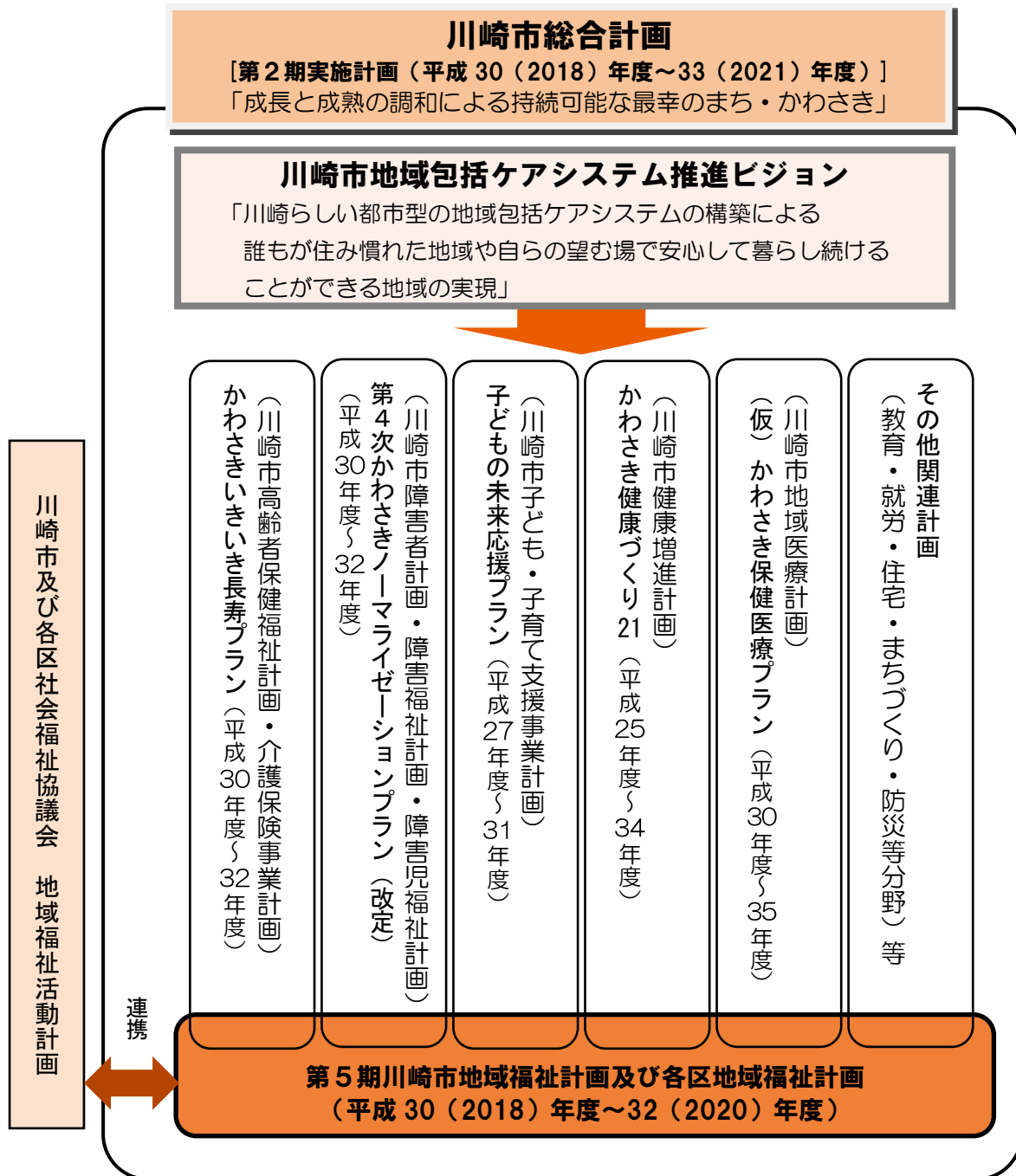
その際に、基本的な視点として、①地域福祉に関する市民啓発を図るための「意識づくり」、②地域における人材養成や居場所づくりをはじめとした取組を推進する「地域づくり」、③「意識づくり」や「地域づくり」を専門多職種と共に、地域においてシステム化していくための「仕組みづくり」を3つの視点として、「自助」「互助」「共助」「公助」の組み合わせによるシステム構築をめざします。

【今後の地域包括ケアシステム推進ビジョンの推進イメージ】



こうした本市における地域包括ケアシステム構築に向けて、総合計画のもと、地域包括ケアシステム推進ビジョンを上位概念として、地域課題の解決を図るために、住民の視点から地域福祉を推進していくための行政計画の1つとして、「かわさきいきいき長寿プラン」「かわさきノーマライゼーションプラン」「子どもの未来応援プラン」等の関連計画と連携を図りながら、地域福祉計画を策定し、本市における地域福祉の向上をめざします。

【第5期川崎市地域福祉計画の位置付け】



(2) 地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係

地域福祉を推進するための計画としては、市町村が策定する地域福祉計画と共に、地域福祉の推進を図ることを目的とする市町村社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画があります。

地域福祉を進めるための理念や仕組みをつくる計画が「地域福祉計画」であり、それを実行するための、市民の活動・行動のあり方を定める計画が「地域福祉活動計画」です。

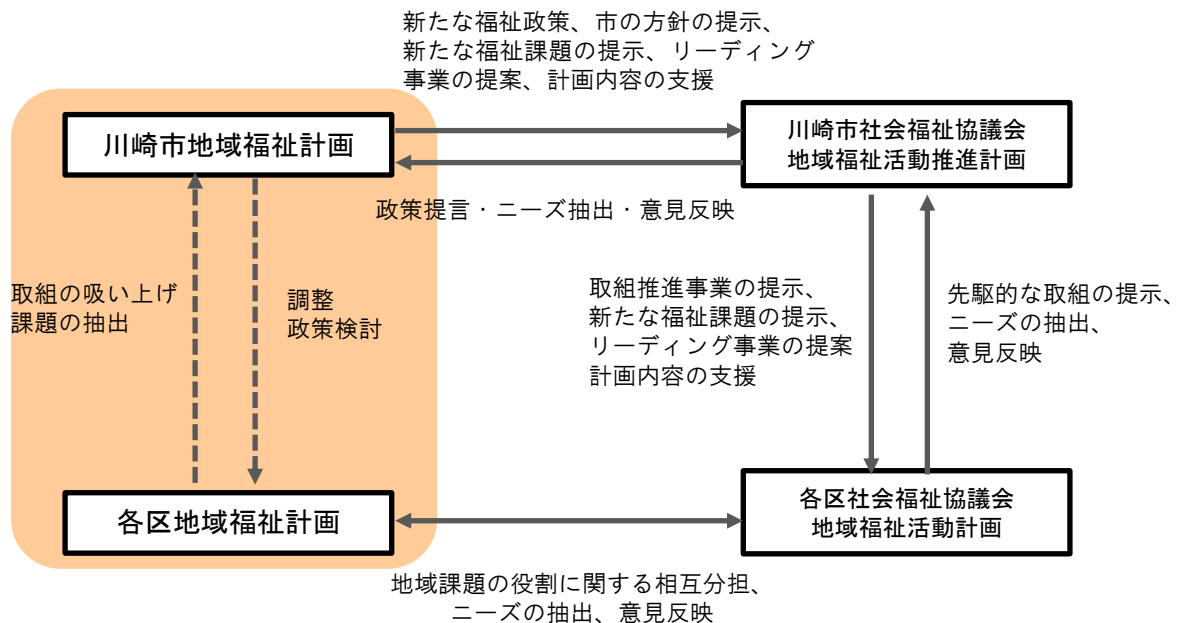
本市では、各区が「地域福祉計画」を策定し、同様に区社会福祉協議会も「地域福祉活動計画」を策定していることから、両計画は、地域課題を共有し双方が補強、補完し合いながら連携した事業を展開していきます。

社会福祉協議会は、社会福祉法第 109 条において地域福祉の推進を図ることを目的とした団体と位置付けられ、事業の企画・実施、住民参加の援助、普及・宣伝等の役割が求められています。

今般の計画策定にあたっては、「川崎市地域福祉計画」「各区地域福祉計画」及び「川崎市地域福祉活動推進計画」がそれぞれ計画改定年であることから、「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン」の趣旨を踏まえ、相互に連携を図りながら、計画策定を推進していきます。

なお、「各区地域福祉活動計画」については、各区社会福祉協議会により、次期計画に向けて計画期間を調整していくとともに、事業展開においては、相互の連携の充実を図っていきます。

【地域福祉計画と地域福祉活動計画との関連性】



※市社会福祉協議会計画における人材育成、研修開催、災害への対応等、地域に対し全市的に取り組む事業については、各区地域福祉計画とも連携。

3 これまでの計画の進捗状況と課題

第1期計画での取組（平成16（2004）～平成20（2008）年度 ※3年程度を目安に点検・見直し）

すべての人が地域の中で健やかに安心して生活が送れるように、その人らしい自立を支援することにより、その人の自己実現を図っていく。

【基本理念】「活力とうるおいのある地域づくり」

【基本目標】

- （1）いつまでも、誰でもが生き生きと自立した生活を送ることができる
- （2）共に生き、共に手をつなぐことによって、心が通うことができる
- （3）誰もが地域社会の一員として、社会的活動に参加することができる

第2期計画への課題

- （1）地域における人と人とのつながりの再構築
- （2）社会福祉の変化への対応
- （3）地域の実情に合った取組の推進

第2期計画での取組（平成20（2008）～平成22（2010）年度）

住み慣れた地域の中で、安全・安心で自立した生活が送れ、人と人との支え合いや助け合いなどの共助を育み、すべての人が生きがいを持ち、心豊かな暮らしができるような活力ある地域づくりを市民と共にめざす。

【基本理念】「活力とうるおいのある地域づくりをめざして」

【基本目標】

- （1）サービス利用者の意向を尊重した施策の充実
- （2）保健・医療・福祉サービスの質の向上に向けた体制整備
- （3）地域福祉活動への住民参加の促進に向けた基盤整備

第3期計画への課題

- （1）社会の変化に対応した福祉サービスの提供とともに地域でのつながりの構築
- （2）一人ひとりの自立を基本とした社会福祉の仕組みの変化への対応
- （3）市民の活動の活発化と連携した仕組みづくり

第3期計画での取組（平成23（2011）～平成25（2013）年度）

住み慣れた地域の中で、安全・安心で自立した生活が送れ、人と人との支え合いや助け合いなどの共助を育み、すべての人が生きがいを持ち、心豊かな暮らしができるような活力ある地域づくりを市民と共にめざす。

【基本理念】「活力とうるおいのある地域づくりをめざして」

【基本目標】

- （1）サービス利用者の意向を尊重した施策の充実
- （2）保健・医療・福祉サービスの質の向上に向けた体制の強化
- （3）地域福祉活動への住民参加の促進に向けた基盤整備

第4期計画への課題

- （1）孤立、虐待、ひきこもりなどの社会問題に対する対応
- （2）地域の困りごとを地域で解決するための仕組みづくり
- （3）防災・防犯による安心・安全に暮らせる地域づくり

第4期計画での取組（平成26（2014）～平成29（2017）年度）

誰もが生き生きと自立した生活を実現し、人と人との支え合いや助け合いを育み、効果的なサービス提供と住民・団体・企業などの多様な主体が連携した、「自立と共生の地域づくり」を進める。

【基本理念】「活力とうるおいのある地域づくりをめざして」

【基本目標】

- （1）サービス利用者の意向を尊重した施策の充実
- （2）保健・医療・福祉サービスの質の向上に向けた体制の強化
- （3）地域福祉活動への住民参加の促進に向けた基盤整備

第5期計画への課題

- （1）孤立、虐待、ひきこもりなどの社会問題に対する対応
- （2）地域の困りごとを地域で解決するための仕組みづくり
- （3）防災・防犯による安心・安全に暮らせる地域づくり

4 地域共生社会の実現に向けた動向

わが国においては、これまで公的な福祉サービスが、高齢者・障害者・子どもといった対象者ごとに、典型的と考えられるニーズに対して、専門的なサービスを提供することで、福祉施策の充実・発展を図ってきました。

しかしながら、各種制度の成熟化が進む一方で、人口減少、家族・地域社会の変容などにより、既存の施策展開だけでは対応が難しい面が表出しています。言い換えれば、制度が対象としない生活課題を抱える世帯への対応など、ニーズの多様化・複雑化に伴って新たな対応が求められています。

こうした中で、平成 28（2016）年6月に、誰もが生きがいを感じられる全員参加型の社会を創ることをめざして、「ニッポン一億総活躍プラン」が閣議決定され、その中で、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的なサービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」の実現が掲げられています。

厚生労働省では、平成 28（2016）年7月に、「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部が設置され、「他人事」になりがちな地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組む仕組みをつくっていくことをめざしています。

具体的には、地域づくりの取組の支援とともに、個々の課題を持った住民に対して、福祉サービスへつなぐことも含めて、個人を「丸ごと」支援できる総合相談支援体制が必要となっています。

本市においては、これに先駆けて、「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン」を策定し、平成 28（2016）年4月に、各区役所保健福祉センター内に、地域みまもり支援センターを設置しました。地域みまもり支援センターにおいては、保健福祉センター内の各部署と連携し、高齢者、障害者、子ども、子育て中の親、現時点でケアの必要がない人など、すべての住民を対象として、「個別支援の強化」と「地域力の向上」を図り、行政内部の専門職種のアウトリーチ機能を充実し、連携を強化するとともに、地域包括支援センター、障害者相談支援センター、こども家庭センター、地域子育て支援センターなどの専門相談支援機関等をはじめとした地域における多様な主体との円滑な連携の推進をめざしています。

さらに、本市における地域包括ケアシステムの構築に向けて、市内の保健・医療・福祉分野だけでなく、産業、教育分野などの多様な関係機関による顔の見える関係づくりを主体的に進めるための協議の場として、「川崎市地域包括ケアシステム連絡協議会」を設置し、主体的な連携の仕組みづくりを進めています。

【「地域共生社会」の実現に向けて】

「地域共生社会」とは

- ◆制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて、『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

改革の背景と方向性

公的支援の『縦割り』から『丸ごと』への転換

- 個人や世帯の抱える複合的課題などへの包括的な対応
- 人口減少に対応する、分野をまたがる総合的サービス提供の支援

『我が事』・『丸ごと』の地域づくりを育む仕組みへの転換

- 住民の主体的な支え合いを育み、暮らしに安心感と生きがいを生み出す
- 地域の資源を活かし、暮らしと地域社会に豊かさを生み出す

改革の骨格

地域課題の解決力の強化

- ・住民相互の支え合い機能を強化、公的支援と協働して、地域課題の解決を試みる体制を整備
- ・複合課題に対応する包括的相談支援体制の構築
- ・地域福祉計画の充実

地域を基盤とする包括的支援の強化

- ・地域包括ケアの理念の普遍化：高齢者だけでなく、生活上の困難を抱える方への包括的支援体制の構築
- ・共生型サービスの創設
- ・市町村の地域保健の推進機能の強化、保健福祉横断的な包括的支援体制のあり方の検討

「地域共生社会」の実現

- ・多様な担い手の育成・参画、民間資金活用の推進、多様な就労・社会参加の場の整備
- ・社会保障の枠を超え、地域資源（耕作放棄地、環境保全など）と丸ごとつながることで地域に「循環」を生み出す、先進的取組を支援

- ・対人支援を行う専門資格に共通の基礎課程創設の検討
- ・福祉系国家資格を持つ場合の保育士養成課程・試験科目の一部免除の検討

地域丸ごとのつながりの強化

専門人材の機能強化・最大活用

出典；厚生労働省資料をもとに作成

5 2025年を見据えたためすべき姿

(1) 地域福祉とは

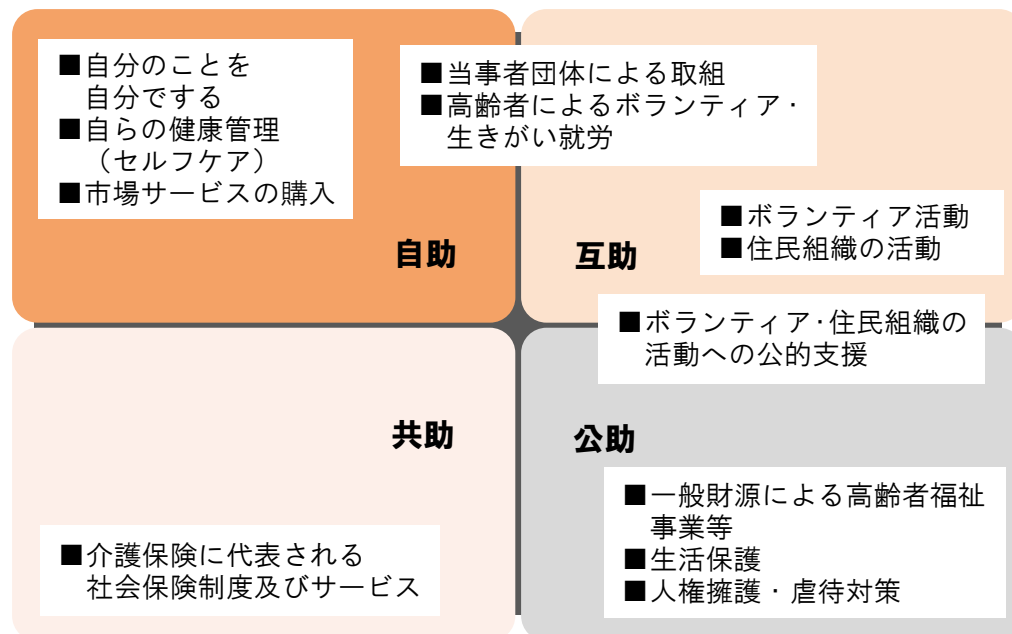
社会福祉の問題は、特別な問題ではありません。私たちが日常生活を送る上で誰もが抱える問題です。私たちは、生まれてから死を迎えるまでの生涯を通じて多かれ少なかれ、必要に応じて、他人の支援を得て問題を解決しながら生きています。

その支援は、法律などによって制度化された公的なサービス、あるいは家族、友人、近隣住民などによる支援など様々ですが、私たちは問題を自分以外の人から援助や支援を得て、解決しながら生活を継続しています。

地域福祉の概念は、社会福祉法第4条に「地域福祉の推進」として位置付けられています。地域福祉とは、「住み慣れた地域社会の中で、家族、近隣の人々、知人、友人、近隣住民などとの社会関係を保ち、自らの能力を最大限発揮し、誰もが自分らしく、誇りを持って、家族及び地域の一員として、日常生活を送ることができるような状態をつくっていくこと」と考えられます。

そのためには、まずは社会の中のサービスを利用することも含めて自分でできることは自分でする「自助」、近隣の助け合いや、ボランティアなどの顔の見えるお互いの支え合いの取組としての「互助」、お互いの支え合いを基本として制度化されたもので、介護保険や医療保険に代表されるリスクを共有する人々で負担する取組としての「共助」、困窮など自助・互助・共助では対応が難しいことで公的な生活保障を税により取り組む「公助」の組み合わせによる取組が求められています。

【「自助・互助・共助・公助」の関係性】



出典：地域包括ケア研究会報告書をもとに作成

(2) 地域福祉の対象者と担い手

地域福祉の対象者は、年齢、性別、障害の有無などにかかわらず、地域で暮らす、すべての人々です。

地域福祉の担い手も、地域住民、町内会・自治会、学校、社会福祉協議会、NPO法人等関係団体、ボランティア、民生委員児童委員、社会福祉施設等の職員、福祉関係事業者、保健医療事業者、行政など、あらゆる人々が地域福祉の担い手です。

市民と行政との関係について、本市では「川崎市自治基本条例」を制定し、市民と議会と市長等が行うそれぞれの自治運営の役割と責務等を定めています。

(参考)「川崎市自治基本条例」の要旨

自治の基本理念—市民自治

自治の基本理念として、市民と市が、ともに確立をめざす「市民自治」について規定しています。

「市民自治」とは、市民自らが地域社会の課題を解決していくことを基本に、その総意によって確立した自治体（川崎市）に自らの代表を送り、市政に参加し、市の仕事を監視することなどにより、市民の意思を自治体運営に反映させる「住民自治」と、国等との対等で相互協力の関係に基づいた自律的な運営によって保障される「団体自治」とによって確立されるものとしています。

さらに、川崎市自治基本条例では、①市政に関する情報を共有する「情報共有の原則」、②市民の参加の下で市政が行われる「参加の原則」、③暮らしやすい地域社会の実現に寄与するよう協働を行う「協働の原則」の3つの基本原則を掲げています。

(3) 2025 年に向けて想定される課題とめざすべき姿

本市における高齢化は今後急速に進み、現在、高齢者数は 29 万 4 千人（平成 28 年 10 月 1 日現在）ですが、2025 年には 34 万人まで増加することが見込まれます。特に、75 歳以上の後期高齢者については、13 万 9 千人から、2025 年には約 20 万人まで増加することが見込まれます。

さらに、人口動態と関連して、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の増加や、認知症高齢者の急増など、地域社会が変容していくものと考えられます。

こうした中で、本市においては「地域包括ケアシステム推進ビジョン」を策定し、2025 年を目標に、地域包括ケアシステム構築に向けて、各関連の行政計画において具体的な取組を進めていくことをめざしています。そのため、2025 年に向けて、関連行政計画間の中長期的・横断的な課題とめざすべき姿について、計画横断的なテーマとして「地域の基盤」「安心・安全」「健康・予防」「権利擁護」「次世代育成」「社会参加」「地域資源」のテーマごとに、課題とめざすべき姿を整理しました。

こうした考え方をもとに、各関連行政計画間で横断的に計画期間内に取り組み、大枠として、2025 年の目標に向けて取組を推進していくこととします。

【2025（平成 37）年に向けて想定される課題とめざすべき姿】

	現状の課題と 2025（平成 37）年に向けて想定される課題	2025（平成 37）年に向けてめざすべき姿
地域の基盤	<ul style="list-style-type: none"> ○人口構成や住宅環境、地域でのつながりなどについて、市内においても地域差が出てきており、担い手の確保など、地域におけるこれまでの取組を継続していくことが難しい状況が差し迫ってきている。 ○単身世代・夫婦のみ世帯・ひとり親世代・孤立している子育て世代・介護世帯等の増加により、家族機能を補完する地域の機能がますます必要となってきた。 	<ul style="list-style-type: none"> ○多くの地域で、地域の状況に応じた住民主体の課題解決に向けた取組が行われている。 ○高齢者は支えられる側という意識が薄まり、様々な形態で高齢者世代の多くの方が地域の活性化に関わっている。 ○行政や社会福祉協議会などの公的機関は、基本的な役割を担いながら、各地域の課題解決に向けた支援を行っている。
安心・安全	<ul style="list-style-type: none"> ○支援に結びつかない人を地域の中で気にかけて、必要に応じて、専門多職種による支援につなげ、誰もが安心して暮らし続けられる地域づくりが課題となっている。 ○大規模災害に備えた自助、互助、共助、公助による取組の推進が求められている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○困ったときに声をあげられる地域づくりが進むとともに、いざというときに、周囲に相談できる環境づくりにつながっている。 ○日頃からの見守り・支え合いの取組の充実を図り、災害時要援護者支援や防災を目的とした取組を進め、地域の安全・安心が広がっている。

	現状の課題と 2025（平成 37）年に向けて想定される課題	2025（平成 37）年に向けてめざす姿
健康・予防	○団塊の世代が後期高齢者に達し、要介護高齢者をはじめ、疾患を抱えている方が急増していく。	○健康づくり・介護予防の取組が進み、健康寿命が延伸している。
権利擁護	○少子高齢化、世帯人員の減少などにより、地域で暮らす高齢者や障害者などへの権利擁護のニーズが増大している。身近で適時適切な支援が求められている。	○権利擁護事業や成年後見制度への理解が進み、利用が促進されて、高齢者や障害者などが自己決定・自己実現をできる環境が広がっている。
次世代育成	○地域のつながりが希薄化している中で、住民が自ら暮らしている地域に関心を持ち、市民参加が進んでいくような取組を広げていくことが必要となっている。 ○子どもや若者が、地域の中で社会的孤立に陥らず、地域で暮らしていける環境づくりが必要となっている。	○次世代を対象とした地域でのつながりを育てていくための取組が地域の多様な機関により取り組まれ、子どもたちの地域への愛着が育まれている。
社会参加	○障害者や病気がある人も、住み慣れた地域や望む場で自立した生活を送れるように、障害や病気への理解、個々人に応じた社会参加がより必要となっている。	○障害や病気への市民の理解が進み、お互いに支え合い、助け合う、地域社会づくりの意識が高まり、すべての市民の個々人に応じた社会参加が促されている。
地域資源の活用	○限られた資源を効率・効果的に活用していくための地域福祉におけるコーディネート機能の必要性が高まっている。	○既存の資源に関する情報を共有し、市民、事業者、行政など多様な主体が協働・連携し、地域の課題に対するきめ細やかな対応が図られている。

6 第5期計画期間における施策の方向性

(1) 地域福祉計画推進における圏域の考え方

本市における地域福祉計画推進においては、人口 150 万人を超える中で、これまでの歴史や文化に根差した多様性があり、地域によって生活上の課題も異なるため、市域全域で考えることは難しく、これまで計画づくりにおいても市計画及び各区計画を策定してきました。

また、生活の身近な課題や問題を発見し、住民を中心とした地域福祉活動を展開するには、区、さらに地域の実情に応じたより小さな圏域を単位とすることが望ましく、今般の計画においては「区域」を第1層とし、これまで、身近な地域において、相談や居場所など、地域の課題に公的に対応し地域づくりを進めてきた概ね中学校区を基本とする「地域ケア圏域」を第2層と整理しました。さらに、より小規模な地域で考えていくことも重要であり、概念的に「小地域」として第3層と整理しました。

今回の整理においても、第1層よりも小さいエリアについては、同じ階層であっても実際のエリアが異なっているケースもありますが、地域の実情に応じて、圏域ごとの取組がより一層進められていくように検討していく必要があります。

【地域福祉向上に向けた取組を推進する上での圏域】

	圏域	圏域の考え方
第3層	小地域 町内会・自治会（約 650） 小学校区（約 110 校区） など	（例示） ・町内会・自治会の班（組）程度の日常的な支え合いを基本としながら、民生委員児童委員などが、地域の状況を把握し、見守りや日常の生活支援などを行う。 ・地域住民の生活課題の解決に向けて、見守りなど具体的に日常的な活動を行っていくことが求められる。 ・PTAを中心に、子どもの健やかな成長ができる教育環境づくりを各学校と共に推進していく。 など
第2層	地域ケア圏域（中学校区程度） （50 圏域程度） 人口平均 30,000 人程度 いこいの家（49 か所） 地域包括支援センター（49 か所） こども文化センター（58 か所）	・地域包括支援センターやいこいの家など、身近な地域において、相談や居場所など、地域の課題に公的に対応し、地域づくりを進める。 ・地区社協や地区民児協を組織し、活動を推進している。
第1層	区域（7 区） 人口 16 万人～25 万人程度	・効果的なサービス提供を実現するために区社協、地域みまもり支援センターなどの公的機関があり、区役所が中心となって、地域課題を把握し、住民と共有しながら、各地域を支援する地域福祉を推進する。
第0層	市域 人口 約 150 万人	・市全体の調和を保ちながら地域福祉の向上を図るための取組を推進する。

(2) 計画の基本理念・目標

第5期計画では、第4期計画中の新たな課題や引き続き検討すべき課題、地域福祉実態調査のニーズ、さらに、国における「地域共生社会の実現」の考え方などを踏まえ、「市民一人ひとりが共に支え合い安心して暮らせる ふるさとづくり～川崎らしい都市型の地域包括ケアシステム構築をめざして～」を基本理念としました。さらに、①「住民が主役の地域づくり」、②「住民本位の福祉サービスの提供」、③「支援を必要とする人が的確に支援につながる仕組みづくり」、④「連携のとれた施策・活動の推進」の4つの基本目標を掲げ、地域福祉の向上を推進します。

また、施策の展開にあたっては、本市は都市部特有の地域のつながり等について、希薄な一面もある一方で、①日常生活を送る上での地域資源が比較的集約されている地理的特徴、②ボランティア活動などの市民活動が盛んに行われてきたこと、③高い産業集積を持ち、魅力ある民間資源も多くあること、これらの強みを活かして、本市の地域包括ケアシステム推進ビジョンに掲げる「誰もが住み慣れた地域や自ら望む場で安心して暮らし続けることができる地域の実現」につなげられるように取組を推進します。

基本理念

市民一人ひとりが共に支え合い安心して暮らせる ふるさとづくり
～川崎らしい都市型の地域包括ケアシステム構築をめざして～

基本目標

- ①住民が主役の地域づくり
- ②住民本位の福祉サービスの提供
- ③支援を必要とする人が的確につながる仕組みづくり
- ④連携のとれた施策・活動の推進

① 住民が主役の地域づくり

地域で暮らす人々が相互に理解し、主体的に地域福祉活動等へ参加していくことで、人と人のつながりを持ち、助け合い、支え合うことができるような仕組みづくりが重要となっています。そのため、健康・いきがづくりや、地域福祉の担い手づくり、活動・交流の場づくりを進め、すべての人が「生きがい」を持ち、心豊かな暮らしができるような活力ある地域づくりをめざします。

② 住民本位の福祉サービスの提供

何らかのケアが必要となった際に、保健・福祉サービスやその他の在宅生活を支えるサービスを効果的に組み合わせて利用することが必要と考えられます。そのため、高齢・障害・児童・母子等に対する保健福祉サービスを着実に提供することをめざします。さらに、広く福祉に関する情報提供や、相談支援のネットワークの包括化、サービスの質の向上・人材確保に向けた研修の実施、権利擁護に関する取組などを着実に推進します。

③ 支援を必要とする人が的確につながる仕組みづくり

今日、災害時の避難支援、一人暮らし高齢者等の見守り、虐待への適切な対応、生活困窮者の自立支援など、これまでの広く地域福祉を推進していく取組とともに、特化したテーマへの対応の重要性が増しており、こうした今日的な課題に特化した形での取組をこれまでの地域力を活かしながら推進します。

④ 連携のとれた施策・活動の推進

地域福祉の推進に向けては、まずは専門多職種による連携が必要です。そのため、保健・福祉・医療をはじめとした、様々な分野・職種間における連携を図り、「顔の見える関係づくり」を進めます。さらに、地域住民も加えたネットワークづくりを進めることを促し、こうした取組を通じて、様々な場面での連携を進めます。また、施策の推進の中でも、他分野との連携のとれた施策展開を図ります。

7 第5期計画の実施状況の点検・見直し

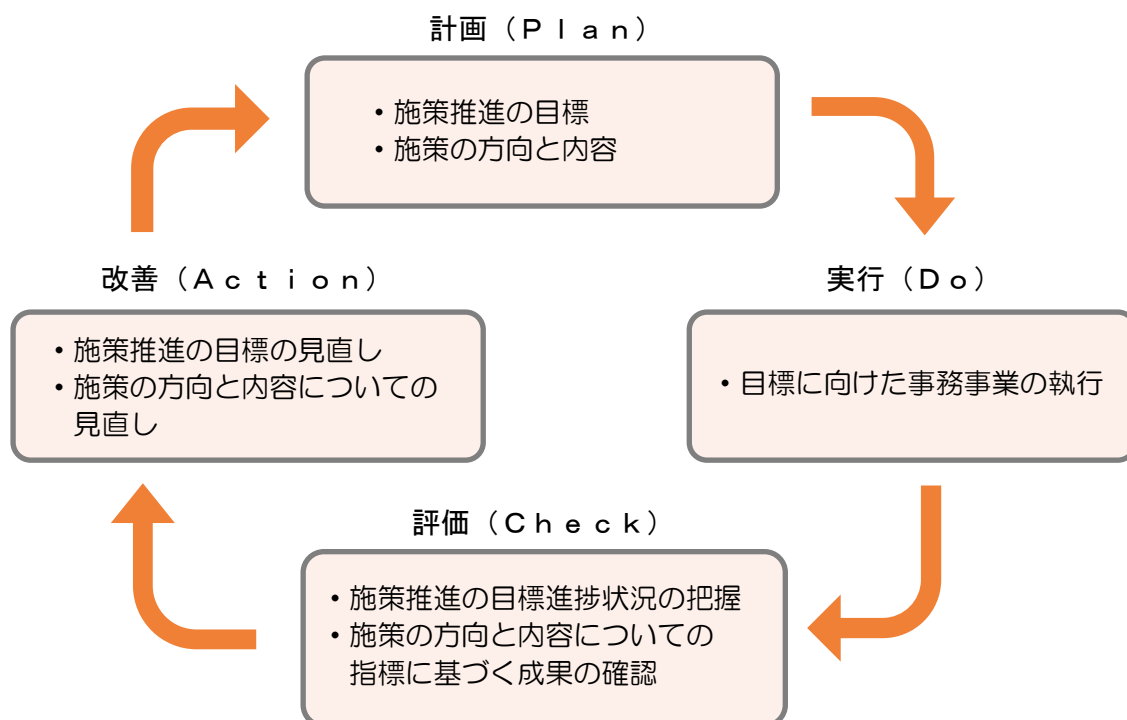
本市においては、学識経験者や、地縁組織・福祉関係団体の代表者等を委員とする「川崎市社会福祉審議会地域福祉専門分科会」において、地域福祉に関する状況の把握や、川崎市地域福祉計画の策定・実施状況の点検・見直しを行ってきました。

あわせて、各区地域福祉計画について、川崎市地域福祉計画を基本としながら、地域の実情に応じて、区独自の取組を中心に計画を策定しており、主な取組を中心に各区地域福祉計画推進会議（会議名は、別名称となっている区もあります）において、計画の策定・実施状況の点検・見直しを行ってきました。

第5期計画期間においても、各区地域福祉計画推進会議における区計画の点検も踏まえて、同地域福祉専門分科会において計画の進捗状況を報告し、PDCAサイクルにより、地域福祉に関する状況把握、地域福祉施策の進行管理、課題の検討・評価等を行い、施策の一層の充実に努めます。

また、具体的な事務事業については、総合計画における事務事業点検を活用しながら、評価を行っていき、計画の進行管理を継続して行っていくことにより、次期計画（平成33（2021）～平成35（2023）年度）の策定につなげます。

【PDCAサイクル】



第5期川崎市地域福祉計画の施策体系図

A3体系図挿入（表）

A3体系図挿入（裏）

**宮前区地域福祉計画
策定にあたって**

第1章

1 宮前区地域福祉計画

(1) 地域福祉計画とは

宮前区では、誰もが住み慣れた場所で安心して暮らせる地域づくりを目指して、平成16（2004）年度に第1期計画を策定し、これまでに第4期（平成26（2014）年度～平成29（2017）年度）まで計画を推進してきました。

少子高齢化の進行、核家族や単身世帯の増加、隣近所の関係の希薄化などを背景として、身近な地域では、子育て家庭や高齢世帯の孤立、心身の健康維持など、様々な生活上の課題を抱えています。

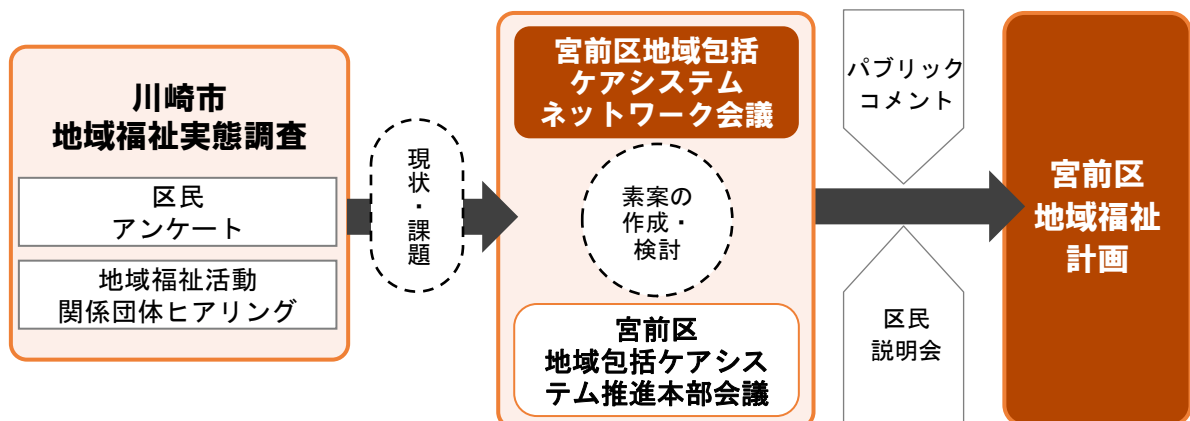
これらの課題は、住民一人ひとりの力だけで解決できるものばかりではありません。隣近所をはじめとする身近な地域での助け合いや、保健福祉に関わる事業者、公的機関などが、地域の課題解決に協働して取り組むことは、誰もが暮らしやすい地域づくりのために大切なことなのです。

(2) 計画策定の流れ

区民アンケートや地域福祉活動に携わる機関・団体ヒアリングによる「川崎市地域福祉実態調査」を実施し、地域の現状や課題を明らかにしました。

その内容を踏まえて、宮前区長を本部長とする「宮前区地域包括ケアシステム推進本部会議」や、区内の関係団体や区の地域包括ケアシステムに関連する部署などから構成される「宮前区地域包括ケアシステムネットワーク会議」で、地域福祉の推進に向けた理念や基本方針、取組などについて検討を行い、計画の素案を作成しました。

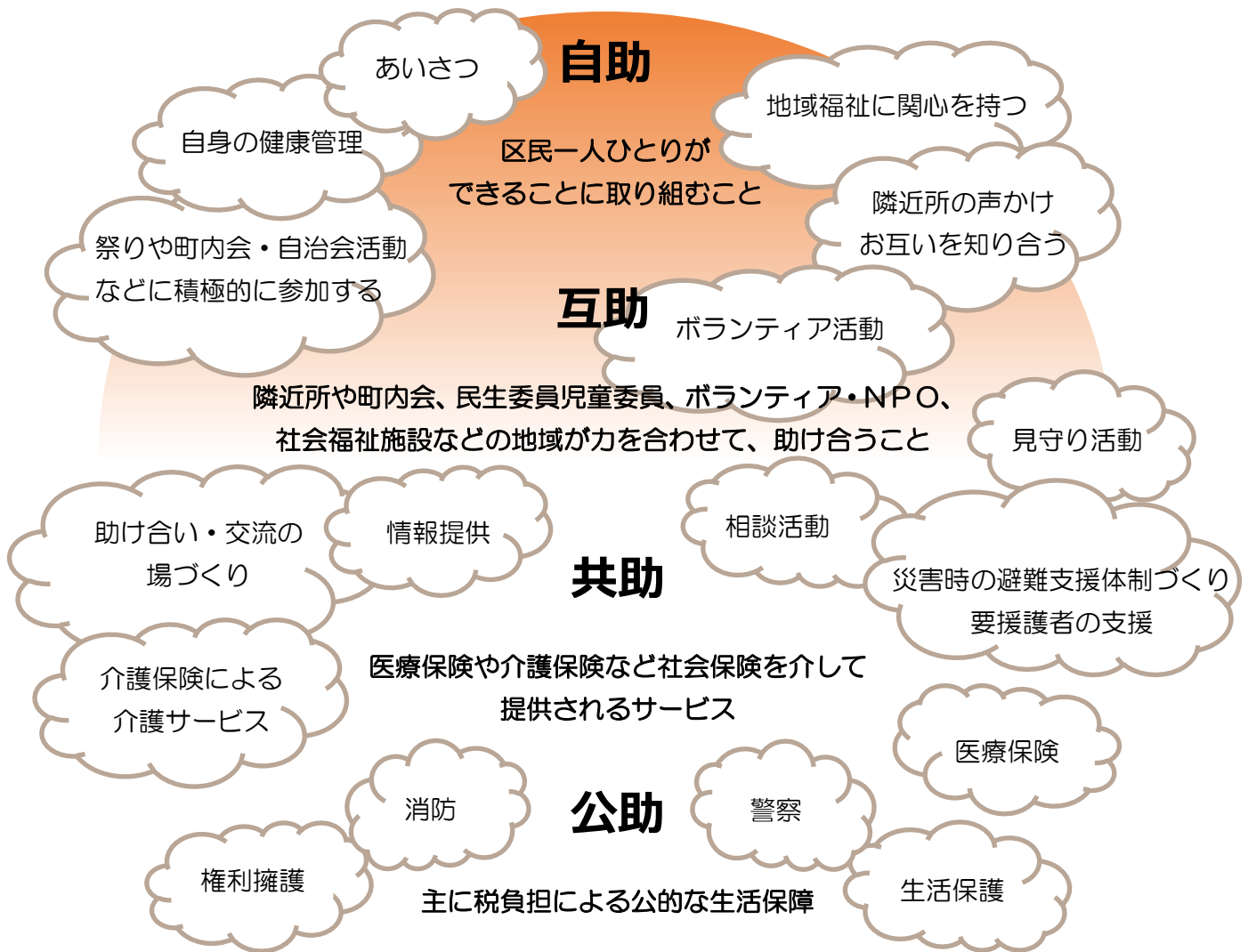
計画素案は、パブリックコメントや区民説明会で公表し、そこで寄せられた区民の意見を踏まえた上での検討を経て、本計画が作成されました。



(3) 宮前区地域包括ケアシステム

第5期宮前区地域福祉計画は、川崎市の策定した「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン」を上位概念として、策定されています。

地域包括ケアシステム推進ビジョンが目指す「誰もが住み慣れた地域や自らが望む場で安心して暮らし続けることができる地域」を作るには、区民一人ひとりが、自身の健康を意識し、近隣の人々とあいさつを交わし、地域に積極的に関わること（自助）、ボランティアや近隣住民が情報交換や見守り活動を通じて互いに支え合うこと（互助）、介護保険や医療保険に代表される、お互いの支え合いを基本として制度化された、リスクを共有する人々で負担する取組（共助）、自助・互助・共助では十分な対応ができない場合に、主に税負担により提供される社会福祉等（公助）といった、それぞれの役割を果たしながら、地域福祉を推進していくことが大事だと考えています。



2 宮前区の地域の特徴

(1) 宮前区の概況

宮前区は、川崎市の北西部に位置し、古くから農村地域としての営みが行われてきました。

明治22（1889）年の市制・町村制の実施により、宮前（みやさき）村と向丘（むかお）村が生まれ、昭和57（1982）年7月高津区から分区し、宮前区となりました。

区域は、多摩丘陵の一角に位置し、坂道の多い起伏に富んだ地形になっており、平瀬川、矢上川及び有馬川などの河川、生田緑地や菅生緑地、東高根森林公園などの豊かな環境資源に恵まれています。

また、農地が多く残されており、メロンやトマト、ブロッコリーなどがかわさき農作物ブランド「かわさきそだち」に登録されています。

昭和41（1966）年の田園都市線の開通や昭和43（1968）年の東名高速道路の開通に伴う東名川崎インターチェンジの開設などによる交通の利便性が高まったことから、郊外住宅地として開発が進み、人口も急速に増加しました。



宮前区に広がる住宅地



宮前メロン



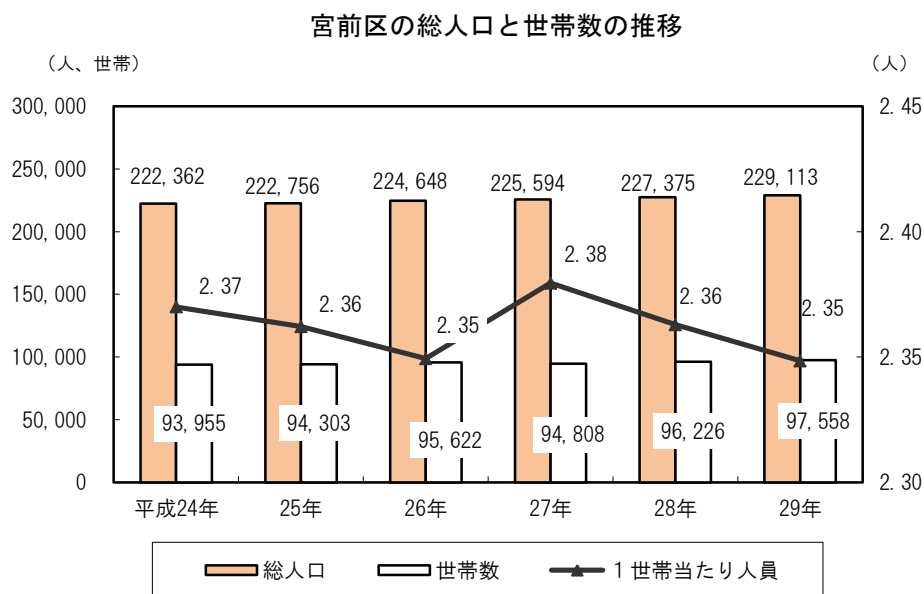
平瀬川

(2) 宮前区の地域福祉を取り巻く現状

① 総人口と世帯数の推移

1) 総人口と世帯数の推移（全体）

宮前区の人口は、平成29（2017）年5月1日現在で229,113人と市内で4番目に多く、世帯数は97,558世帯と5番目となっています。また、1世帯当たり人員は、平成27（2015）年度に一旦増加したものの、平成28（2016）年度から再び減少傾向となっており、ひとり暮らしや夫婦のみの世帯は増加していると考えられます。

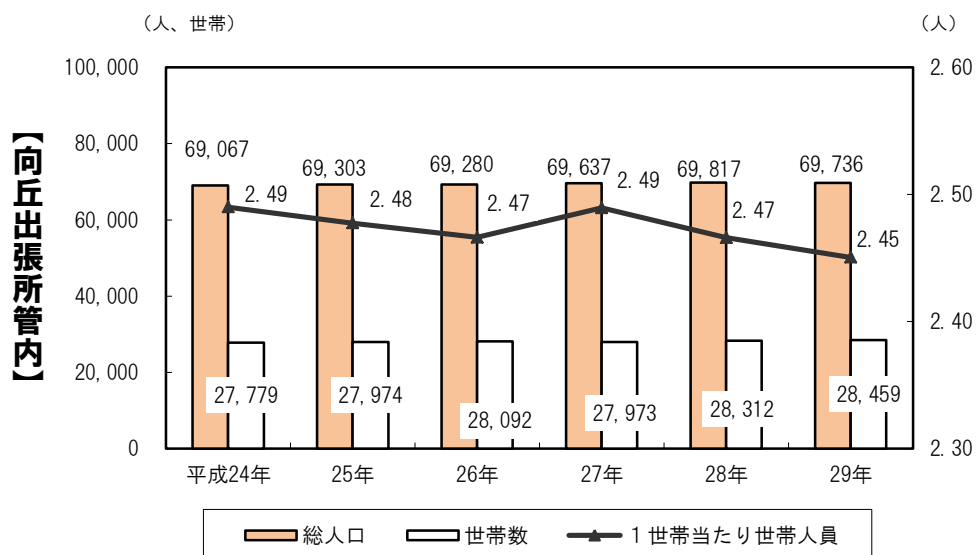
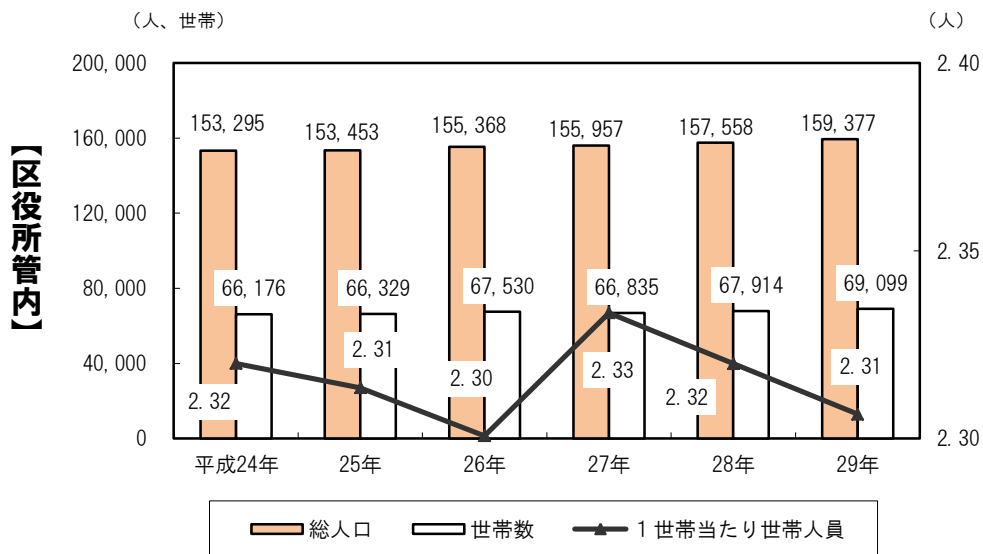


資料：川崎市の統計情報「川崎市の世帯数・人口」（各年10月1日現在、平成29年は5月1日現在）

2) 総人口と世帯数の推移（区役所管内・向丘出張所管内）

管区別に見ると、区役所管内は総人口と世帯数は平成 24（2012）年以降、増加傾向にあります。向丘出張所管内では総人口は横ばいですが、世帯数は増加傾向となっています。1世帯当たりの世帯人員をみると、区役所管内・向丘出張所管内のいずれも、平成 27（2015）年度に一旦増加したものの、平成 28（2016）年度から再び減少傾向となっていますが、向丘出張所管内のほうが区役所管内よりも人数が多いことが特徴です。

宮前区の総人口と世帯数の推移（管区別）



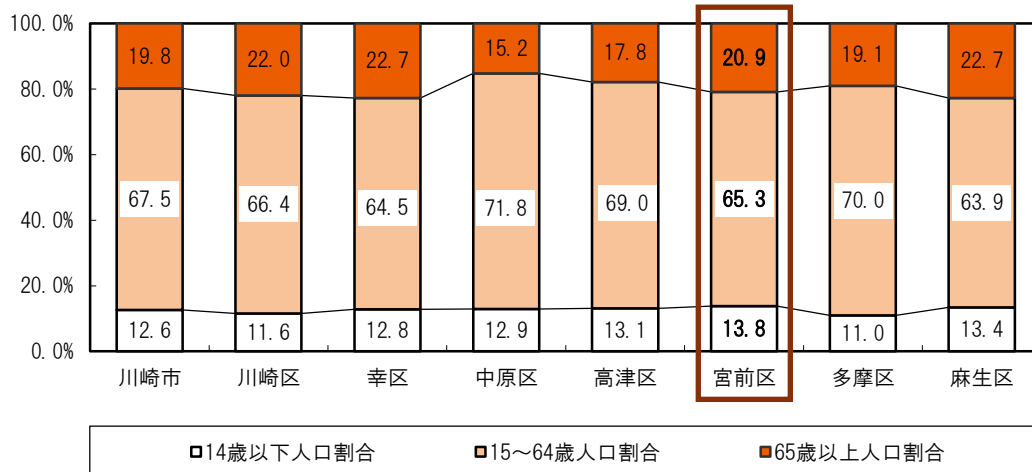
資料：川崎市の統計情報「川崎市の世帯数・人口」（各年 10 月 1 日現在、平成 29 年は 5 月 1 日現在）

② 年齢からみる人口の推移

1) 市と各区の年齢3区分別人口構成

宮前区は、市内で最も14歳以下人口割合が高い区です。また、65歳以上人口割合は、20%を超え、市内で4番目に多くなっています。

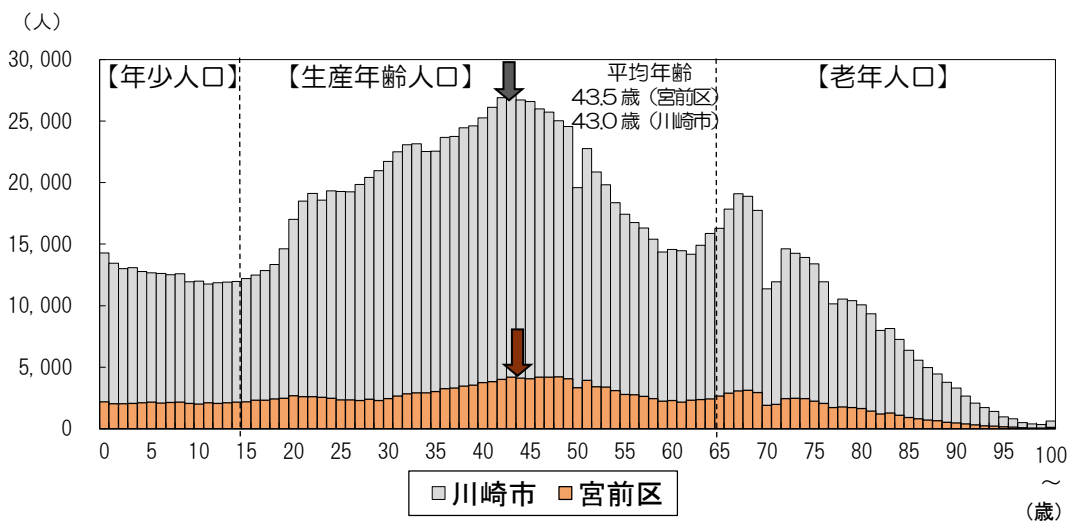
川崎市・区の年齢3区分別人口構成



資料：川崎市の統計情報「川崎市年齢別人口」（平成28年10月1日現在）

2) 宮前区の年齢別人口

宮前区の年齢別人口

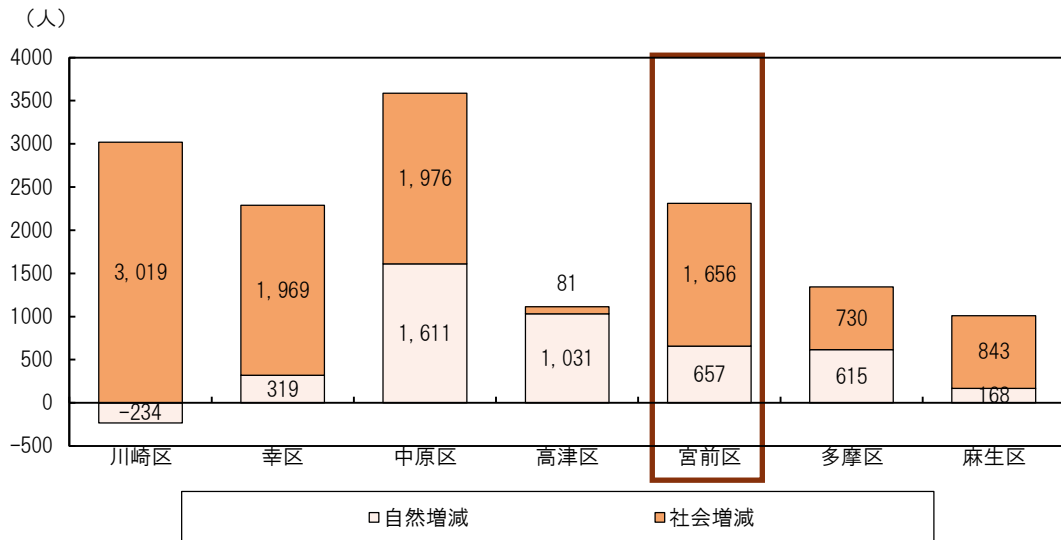


資料：川崎市の統計情報「川崎市年齢別人口」（平成28年10月1日現在）

3) 川崎市内7区の人口動態

平成28（2016）年の人口動態は2,313人増で、転入による社会増が出生による自然増を上回っています。出生による自然増は、市内で3番目に多くなっています。

川崎市内7区の人口動態（平成28年）

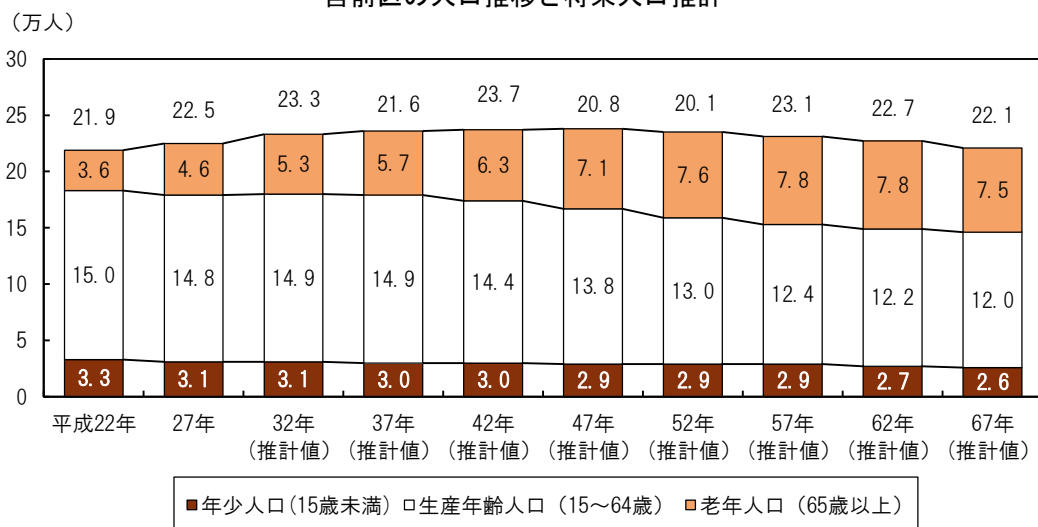


資料：川崎市の統計情報「人口動態」

4) 宮前区の人口推移と将来人口推計

0～14歳人口は平成37年以降30,000人以下となる一方、65歳以上人口は約57,000人に増加し、高齢化の急速な進展が予想されます。

宮前区の人口推移と将来人口推計



資料：川崎市総務企画局「川崎市総合計画第2期実施計画の策定に向けた将来人口推計について」（平成29年5月）

③ 町別にみる人口の推移

1) 宮前区の地区別総人口

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成28年 9月末 総人口割合	平成25年 から28年の 人口増減率
宮前区	222,388	224,280	224,875	226,657	228,567	100.0%	1.9%
区役所管内	152,935	154,850	155,353	156,955	158,906	69.2%	2.6%
有馬1～9丁目	21,511	21,852	22,042	22,078	22,263	9.7%	2.6%
有馬1丁目	3,618	3,648	3,699	3,803	3,849	1.7%	5.1%
有馬2丁目	1,900	1,900	1,834	1,782	1,886	0.8%	-6.2%
有馬3丁目	1,743	1,738	1,864	1,859	1,864	0.8%	6.7%
有馬4丁目	2,727	2,671	2,705	2,679	2,634	1.2%	-1.8%
有馬5丁目	1,711	1,760	1,746	1,766	1,781	0.8%	3.2%
有馬6丁目	2,636	2,809	2,844	2,846	2,856	1.3%	8.0%
有馬7丁目	2,456	2,458	2,536	2,485	2,492	1.1%	1.2%
有馬8丁目	2,918	2,976	2,932	2,941	3,010	1.3%	0.8%
有馬9丁目	1,802	1,892	1,882	1,917	1,891	0.8%	6.4%
梶ヶ谷	2,398	2,386	2,383	2,394	2,439	1.1%	-0.2%
けやき平	3,370	3,315	3,252	3,278	3,219	1.4%	-2.7%
小台1～2丁目	7,181	7,493	7,456	7,530	7,386	3.3%	4.9%
小台1丁目	3,139	3,302	3,214	3,232	3,153	1.4%	3.0%
小台2丁目	4,042	4,191	4,242	4,298	4,233	1.9%	6.3%
鷺沼1～4丁目	10,603	11,660	11,608	12,074	12,101	5.3%	13.9%
鷺沼1丁目	3,933	3,879	3,846	3,991	4,045	1.8%	1.5%
鷺沼2丁目	1,894	1,928	1,914	1,973	1,968	0.9%	4.2%
鷺沼3丁目	2,829	2,808	2,785	2,771	2,766	1.2%	-2.1%
鷺沼4丁目	1,947	3,045	3,063	3,339	3,322	1.5%	71.5%
神木1～2丁目	2,111	2,131	2,072	2,103	2,117	0.9%	-0.4%
神木1丁目	635	652	620	621	624	0.3%	-2.2%
神木2丁目	1,476	1,479	1,452	1,482	1,493	0.7%	0.4%
土橋1～7丁目	16,715	16,847	16,988	17,097	17,214	7.5%	2.3%
土橋1丁目	3,081	3,113	3,123	3,112	3,113	1.4%	1.0%
土橋2丁目	3,329	3,475	3,500	3,576	3,549	1.6%	7.4%
土橋3丁目	2,046	2,010	2,026	1,987	1,987	0.9%	-2.9%
土橋4丁目	3,687	3,716	3,749	3,762	3,781	1.7%	2.0%
土橋5丁目	991	997	998	1,019	1,096	0.4%	2.8%
土橋6丁目	1,778	1,749	1,763	1,787	1,804	0.8%	0.5%
土橋7丁目	1,803	1,787	1,829	1,854	1,884	0.8%	2.8%
野川	28,313	28,277	28,329	28,413	28,333	12.5%	0.4%

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成28年 9月末 総人口割合	平成25年 から28年の 人口増減率
東有馬1～5丁目	13,087	13,035	13,005	12,933	12,932	5.7%	-1.2%
東有馬1丁目	1,997	1,984	1,987	2,035	2,081	0.9%	1.9%
東有馬2丁目	3,253	3,314	3,361	3,343	3,363	1.5%	2.8%
東有馬3丁目	2,134	2,120	2,099	2,075	2,042	0.9%	-2.8%
東有馬4丁目	2,448	2,398	2,316	2,266	2,279	1.0%	-7.4%
東有馬5丁目	3,255	3,219	3,242	3,214	3,167	1.4%	-1.3%
馬絹	15,368	15,358	15,570	15,769	8,694	7.0%	2.6%
馬絹1～3丁目					7,218		
馬絹1丁目					3,951		
馬絹2丁目					1,318		
馬絹3丁目					1,949		
宮崎	4,811	4,879	4,837	5,149	5,314	2.3%	7.0%
宮崎1～6丁目	16,672	16,790	17,080	17,237	17,841	7.6%	3.4%
宮崎1丁目	3,521	3,612	3,730	3,692	3,754	1.6%	4.9%
宮崎2丁目	3,901	3,851	3,918	4,136	4,511	1.8%	6.0%
宮崎3丁目	3,858	3,917	4,000	3,984	3,899	1.8%	3.3%
宮崎4丁目	1,201	1,214	1,226	1,225	1,218	0.5%	2.0%
宮崎5丁目	1,989	2,017	2,022	2,051	2,055	0.9%	3.1%
宮崎6丁目	2,202	2,179	2,184	2,149	2,404	0.9%	-2.4%
宮前平1～3丁目	10,795	10,827	10,731	10,900	11,835	4.8%	1.0%
宮前平1丁目	2,808	2,805	2,773	3,007	3,147	1.3%	7.1%
宮前平2丁目	4,032	4,069	4,042	3,956	3,917	1.7%	-1.9%
宮前平3丁目	3,955	3,953	3,916	3,937	4,771	1.7%	-0.5%

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成28年 9月末 総人口割合	平成25年 から28年の 人口増減率
向丘出張所管内	69,453	69,430	69,522	69,702	69,661	30.8%	0.4%
犬蔵1～3丁目	16,229	16,364	16,505	16,526	16,461	7.3%	1.8%
犬蔵1丁目	2,975	3,097	3,089	3,089	3,082	1.4%	3.8%
犬蔵2丁目	9,052	9,073	9,223	9,292	9,264	4.1%	2.7%
犬蔵3丁目	4,202	4,194	4,193	4,145	4,115	1.8%	-1.4%
五所塚1～2丁目	1,463	1,439	1,420	1,439	1,427	0.6%	-1.6%
五所塚1丁目	647	616	617	628	611	0.3%	-2.9%
五所塚2丁目	816	823	803	811	816	0.4%	-0.6%
潮見台	1,614	1,590	1,626	1,692	1,729	0.7%	4.8%
神木本町1～5丁目	8,556	8,623	8,649	8,757	8,809	3.9%	2.3%
神木本町1丁目	1,655	1,691	1,680	1,697	1,702	0.7%	2.5%
神木本町2丁目	1,963	1,973	1,940	1,980	2,003	0.9%	0.9%
神木本町3丁目	1,008	996	1,043	1,122	1,147	0.5%	11.3%
神木本町4丁目	2,119	2,130	2,184	2,174	2,167	1.0%	2.6%
神木本町5丁目	1,811	1,833	1,802	1,784	1,790	0.8%	-1.5%
白幡台1～2丁目	1,967	1,939	1,908	1,879	1,878	0.8%	-4.5%
白幡台1丁目	1,154	1,137	1,114	1,086	1,084	0.5%	-5.9%
白幡台2丁目	813	802	794	793	794	0.3%	-2.5%
菅生ヶ丘	2,871	2,802	2,799	2,802	2,816	1.2%	-2.4%
菅生1～6丁目	12,372	12,374	12,497	12,533	12,540	5.5%	1.3%
菅生1丁目	1,752	1,791	1,788	1,756	1,774	0.8%	0.2%
菅生2丁目	2,398	2,417	2,508	2,520	2,467	1.1%	5.1%
菅生3丁目	2,988	2,950	2,954	2,961	2,938	1.3%	-0.9%
菅生4丁目	1,368	1,343	1,334	1,366	1,422	0.6%	-0.1%
菅生5丁目	1,831	1,831	1,858	1,872	1,920	0.8%	2.2%
菅生6丁目	2,035	2,042	2,055	2,058	2,019	0.9%	1.1%
平1～6丁目	12,603	12,538	12,452	12,355	12,297	5.5%	-2.0%
平1丁目	2,969	2,952	2,961	2,942	2,953	1.3%	-0.9%
平2丁目	3,752	3,676	3,629	3,551	3,488	1.6%	-5.4%
平3丁目	1,560	1,576	1,587	1,578	1,589	0.7%	1.2%
平4丁目	1,375	1,394	1,392	1,390	1,388	0.6%	1.1%
平5丁目	1,440	1,453	1,406	1,417	1,431	0.6%	-1.6%
平6丁目	1,507	1,487	1,477	1,477	1,448	0.7%	-2.0%
南平台	4,589	4,566	4,488	4,474	4,432	2.0%	-2.5%
初山1～2丁目	5,187	5,217	5,174	5,141	5,104	2.3%	-0.9%
初山1丁目	2,225	2,239	2,211	2,215	2,208	1.0%	-0.4%
初山2丁目	2,962	2,978	2,963	2,926	2,896	1.3%	-1.2%
水沢1～3丁目	2,002	1,978	2,004	2,104	2,168	0.9%	5.1%
水沢1丁目	38	35	34	31	34	0.0%	-18.4%
水沢2丁目	814	813	829	862	877	0.4%	5.9%
水沢3丁目	1,150	1,130	1,141	1,211	1,257	0.5%	5.3%

資料：川崎市の統計情報「町丁別世帯数・人口」（各年9月末日現在、平成29年は6月末日現在）

※数値は、住民基本台帳人口と外国人登録人口を合算したものである。

2) 宮前区の町別年少・老年総人口

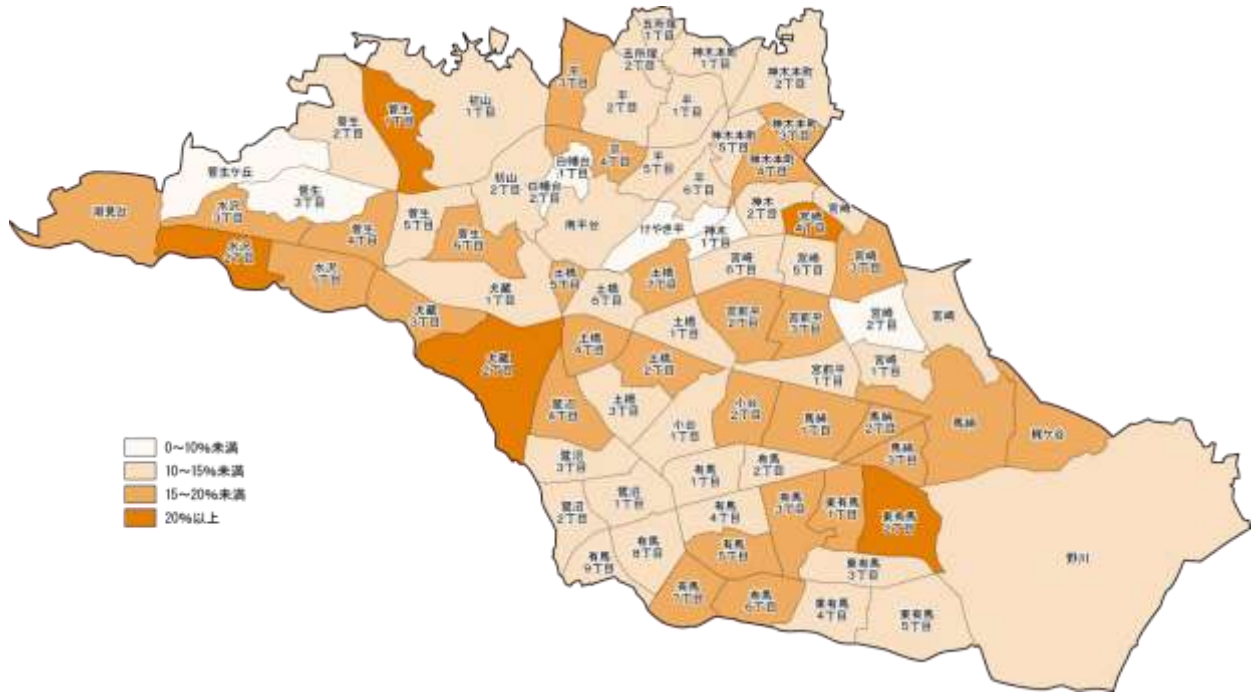
	年少人口（0～14歳）			老年人口（65歳以上）		
	平成28年 9月末 年少人口	平成28年 9月末 各町総人口 における 年少人口割合	平成25年 からの28年 人口増減率	平成28年 9月末 老年人口	平成28年 9月末 各町総人口 における 老年人口割合	平成25年 から28年の 人口増減率
宮前区	32,712	14.4%	-1.0%	43818	19.3%	12.6%
区役所管内	22,567	14.4%	-0.4%	28,237	18.0%	12.8%
有馬1～9丁目	3,219	14.6%	1.7%	3,496	15.8%	15.7%
有馬1丁目	462	12.1%	12.4%	611	16.1%	8.3%
有馬2丁目	219	12.3%	-21.2%	330	18.5%	29.4%
有馬3丁目	289	15.5%	6.3%	287	15.4%	16.7%
有馬4丁目	386	14.4%	-4.9%	487	18.2%	16.5%
有馬5丁目	281	15.9%	7.7%	280	15.9%	4.5%
有馬6丁目	443	15.6%	10.5%	512	18.0%	21.3%
有馬7丁目	494	19.9%	2.9%	326	13.1%	21.6%
有馬8丁目	374	12.7%	-8.6%	403	13.7%	8.3%
有馬9丁目	271	14.1%	9.7%	260	13.6%	25.0%
梶ヶ谷	367	15.3%	0.0%	401	16.8%	26.9%
けやき平	303	9.2%	-14.6%	1,129	34.4%	5.9%
小台1～2丁目	1,095	14.5%	1.0%	880	11.7%	13.5%
小台1丁目	439	13.6%	-3.9%	428	13.2%	12.9%
小台2丁目	656	15.3%	4.6%	452	10.5%	14.1%
鷺沼1～4丁目	1,740	14.4%	20.8%	1,926	16.0%	16.5%
鷺沼1丁目	448	11.2%	-4.5%	723	18.1%	13.5%
鷺沼2丁目	252	12.8%	-2.7%	292	14.8%	18.7%
鷺沼3丁目	381	13.7%	-12.0%	461	16.6%	9.5%
鷺沼4丁目	659	19.7%	136.2%	450	13.5%	28.9%
神木1～2丁目	253	12.0%	-5.2%	518	24.6%	9.7%
神木1丁目	52	8.4%	2.0%	220	35.4%	3.8%
神木2丁目	201	13.6%	-6.9%	298	20.1%	14.6%
土橋1～7丁目	2,720	15.9%	-2.4%	2,554	14.9%	16.4%
土橋1丁目	404	13.0%	-2.2%	493	15.8%	13.1%
土橋2丁目	656	18.3%	2.5%	428	12.0%	18.6%
土橋3丁目	216	10.9%	-13.3%	467	23.5%	9.4%
土橋4丁目	640	17.0%	-2.1%	386	10.3%	38.8%
土橋5丁目	198	19.4%	3.7%	122	12.0%	38.6%
土橋6丁目	262	14.7%	-12.1%	284	15.9%	11.8%
土橋7丁目	344	18.6%	0.9%	374	20.2%	6.6%

	年少人口（0～14歳）			老年人口（65歳以上）		
	平成28年 9月末 年少人口	平成28年 9月末 各町総人口 における 年少人口割合	平成25年 からの28年 人口増減率	平成28年 9月末 老年人口	平成28年 9月末 各町総人口 における 老年人口割合	平成25年 から28年の 人口増減率
野川	3,913	13.8%	-6.0%	6,609	23.3%	11.2%
東有馬1～5丁目	1,864	14.4%	-5.2%	3,167	24.5%	6.3%
東有馬1丁目	323	15.9%	-10.0%	343	16.9%	12.8%
東有馬2丁目	667	20.0%	2.6%	522	15.6%	8.3%
東有馬3丁目	266	12.8%	-0.4%	501	24.1%	10.1%
東有馬4丁目	270	11.9%	-22.2%	631	27.8%	5.0%
東有馬5丁目	338	10.5%	-1.5%	1,170	36.4%	2.9%
馬絹	2,380	15.1%	5.0%	2,331	14.8%	11.7%
馬絹1～3丁目						
馬絹1丁目						
馬絹2丁目						
馬絹3丁目						
宮崎	667	13.0%	5.5%	827	16.1%	14.5%
宮崎1～6丁目	2,358	13.7%	-0.9%	2,885	16.7%	15.3%
宮崎1丁目	475	12.9%	7.7%	665	18.0%	14.1%
宮崎2丁目	404	9.8%	-1.2%	660	16.0%	12.8%
宮崎3丁目	653	16.4%	6.5%	523	13.1%	34.4%
宮崎4丁目	250	20.4%	-20.9%	120	9.8%	25.0%
宮崎5丁目	276	13.5%	2.6%	395	19.3%	9.1%
宮崎6丁目	300	14.0%	-9.6%	522	24.3%	7.2%
宮前平1～3丁目	1,688	15.5%	-5.8%	1,514	13.9%	17.0%
宮前平1丁目	359	11.9%	-3.0%	469	15.6%	18.4%
宮前平2丁目	690	17.4%	-8.0%	561	14.2%	16.6%
宮前平3丁目	639	16.2%	-4.9%	484	12.3%	16.1%

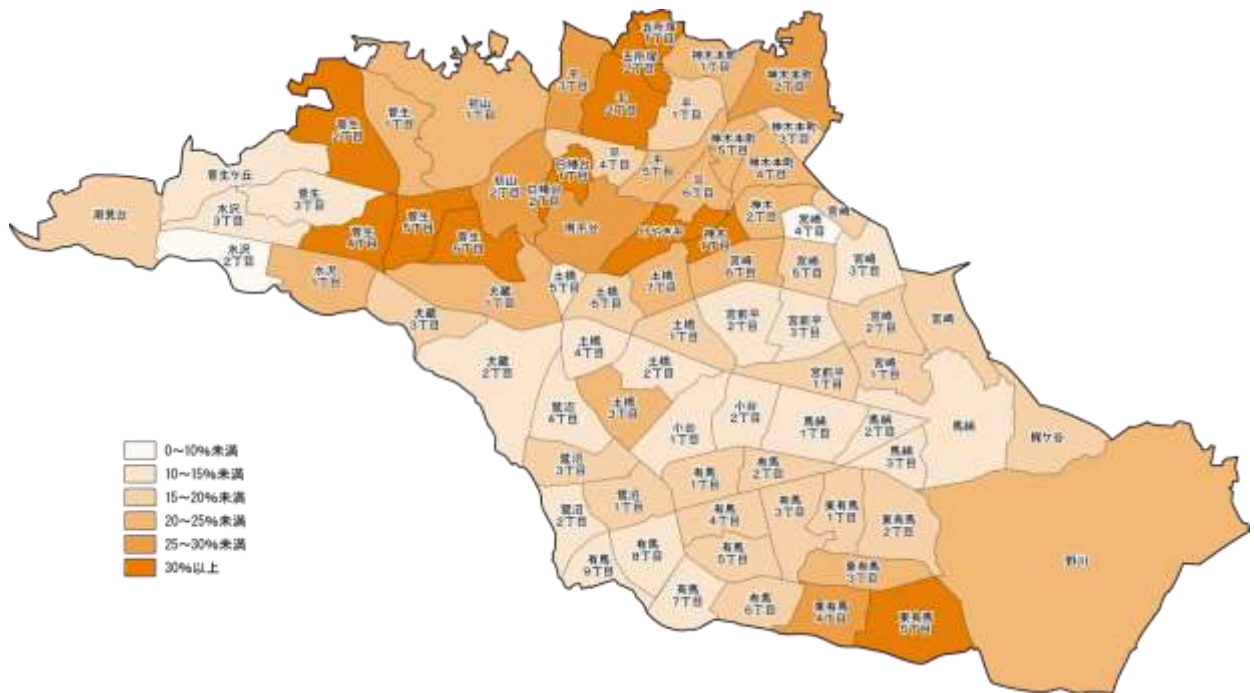
	年少人口（0～14歳）			老年人口（65歳以上）		
	平成28年 9月末 年少人口	平成28年 9月末 各町総人口 における 年少人口割合	平成25年 からの28年 人口増減率	平成28年 9月末 老年人口	平成28年 9月末 各町総人口 における 老年人口割合	平成25年 からの28年の 人口増減率
向丘出張所管内	10,145	14.6%	-2.4%	15,581	22.4%	12.1%
犬蔵1～3丁目	3,142	19.0%	2.1%	2,445	14.8%	22.9%
犬蔵1丁目	383	12.4%	7.3%	673	21.8%	10.3%
犬蔵2丁目	1,963	21.1%	2.1%	1,093	11.8%	26.2%
犬蔵3丁目	796	19.2%	-0.3%	679	16.4%	32.1%
五所塚1～2丁目	153	10.6%	2.0%	474	32.9%	0.2%
五所塚1丁目	69	11.0%	21.1%	230	36.6%	0.0%
五所塚2丁目	84	10.4%	-9.7%	244	30.1%	0.4%
潮見台	295	17.4%	-5.4%	257	15.2%	33.9%
神木本町1～5丁目	1,171	13.4%	3.5%	2,012	23.0%	11.9%
神木本町1丁目	219	12.9%	0.5%	400	23.6%	17.0%
神木本町2丁目	215	10.9%	1.4%	537	27.1%	11.0%
神木本町3丁目	178	15.9%	14.8%	189	16.8%	16.7%
神木本町4丁目	341	15.7%	4.9%	454	20.9%	7.8%
神木本町5丁目	218	12.2%	-1.4%	432	24.2%	11.1%
白幡台1～2丁目	169	9.0%	-21.8%	631	33.6%	4.6%
白幡台1丁目	100	9.2%	-32.0%	344	31.7%	6.5%
白幡台2丁目	69	8.7%	0.0%	287	36.2%	2.5%
菅生ケ丘	275	9.8%	-11.0%	294	10.5%	11.8%
菅生1～6丁目	1,682	13.4%	-2.0%	3,710	29.6%	10.6%
菅生1丁目	355	20.2%	-0.8%	384	21.9%	18.9%
菅生2丁目	322	12.8%	-10.8%	990	39.3%	3.9%
菅生3丁目	170	5.7%	-2.3%	385	13.0%	8.8%
菅生4丁目	224	16.4%	2.8%	498	36.5%	14.7%
菅生5丁目	246	13.1%	2.1%	641	34.2%	9.2%
菅生6丁目	365	17.7%	0.0%	812	39.5%	15.3%
平1～6丁目	1,597	12.9%	-9.2%	2,955	23.9%	11.0%
平1丁目	397	13.5%	-9.4%	486	16.5%	13.8%
平2丁目	376	10.6%	-11.3%	1,244	35.0%	9.5%
平3丁目	255	16.2%	-3.0%	403	25.5%	11.6%
平4丁目	211	15.2%	-9.1%	215	15.5%	11.4%
平5丁目	180	12.7%	-10.4%	291	20.5%	13.2%
平6丁目	178	12.1%	-11.4%	316	21.4%	9.3%
南平台	496	11.1%	-9.8%	1,311	29.3%	12.3%
初山1～2丁目	713	13.9%	-3.1%	1,233	24.0%	3.4%
初山1丁目	304	13.7%	-9.0%	492	22.2%	12.3%
初山2丁目	409	14.0%	1.7%	741	25.3%	-1.9%
水沢1～3丁目	452	21.5%	4.4%	259	12.3%	25.7%
水沢1丁目	5	16.1%	-28.6%	7	22.6%	0.0%
水沢2丁目	229	26.6%	-0.4%	83	9.6%	40.7%
水沢3丁目	218	18.0%	11.2%	169	14.0%	20.7%

資料：川崎市の統計情報「町丁別年齢別人口」（各年9月末日現在、平成29年は6月末日現在）
※数値は、住民基本台帳人口と外国人登録人口を合算したものである。

宮前区年少人口割合の地図



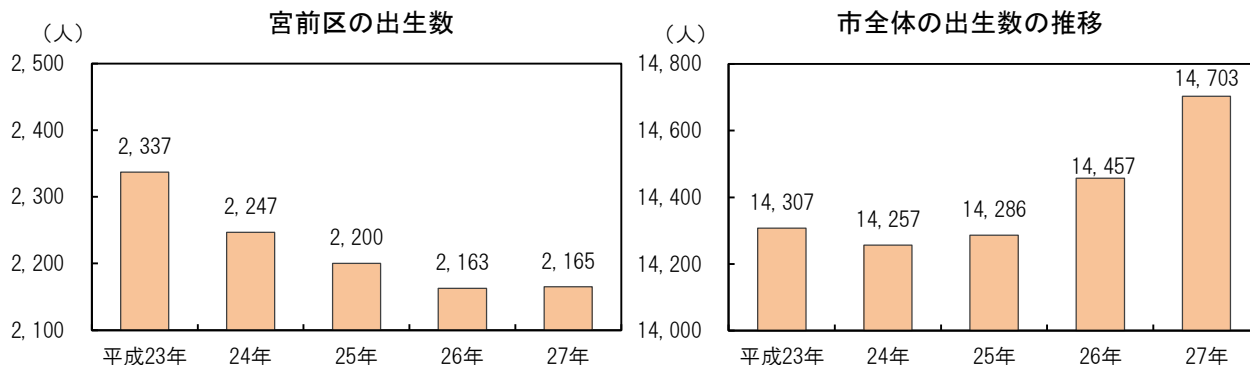
宮前区老年人口割合の地図



④ 出生数・出生率の推移

1) 宮前区の出生数・市全体の出生数

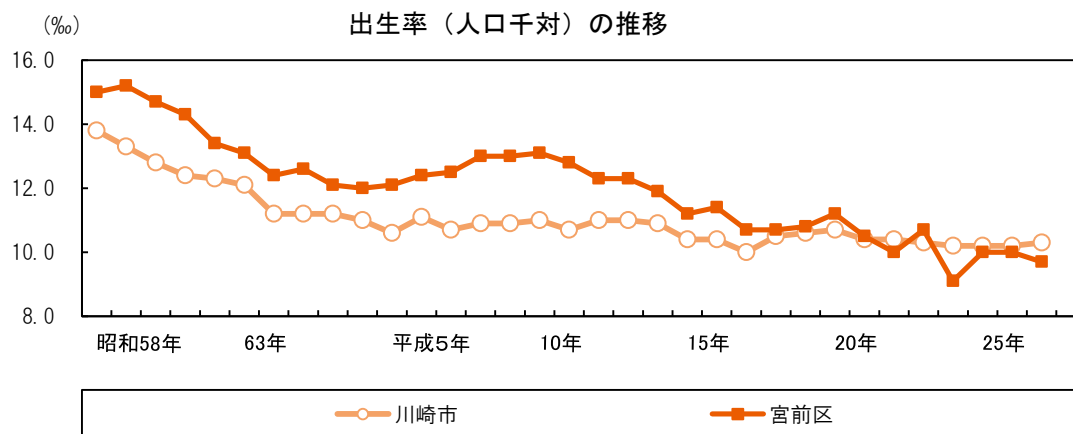
過去5年の出生数は、2,000人は常に上回っていますが、減少傾向にあります。



資料：川崎市健康福祉年報

2) 出生率の推移

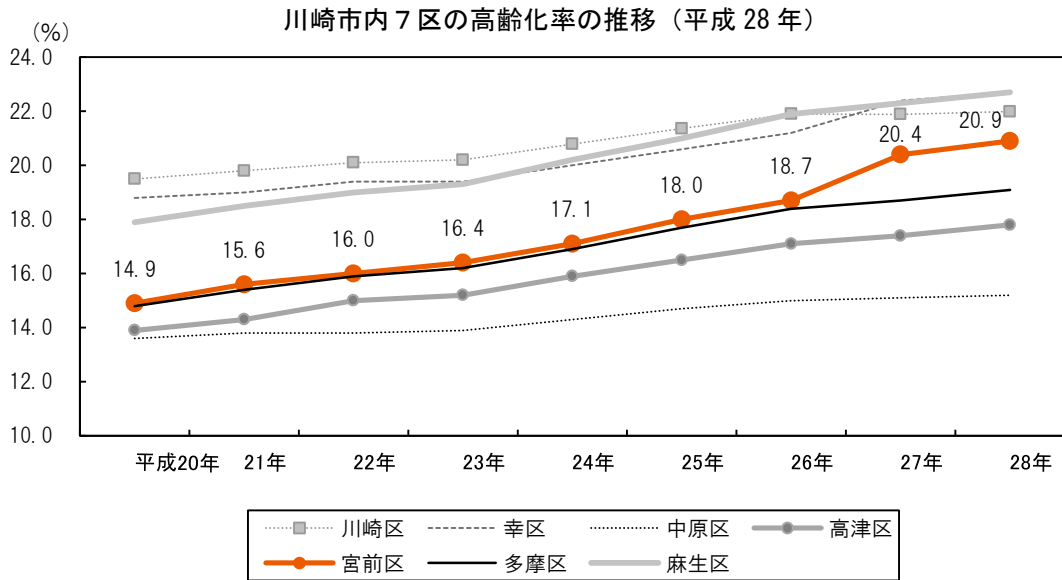
出生率（人口千対）をみると、川崎市平均を上回る年が多かった出生率は、平成 24（2012）年に 10.0‰（パーミル）を割り込み、以降、市平均より低く推移しています。



資料：川崎市健康福祉年報／厚生労働省 人口動態統計月報年計（出生率全国平均）

3) 川崎市内7区の高齢化率の推移

高齢化は急速に進み、高齢化率は平成27(2016)年には20%を超え、平成28(2016)年10月には20.9%となっています。8年前の平成21(2009)年と比べると、6.0%の増加となっています。

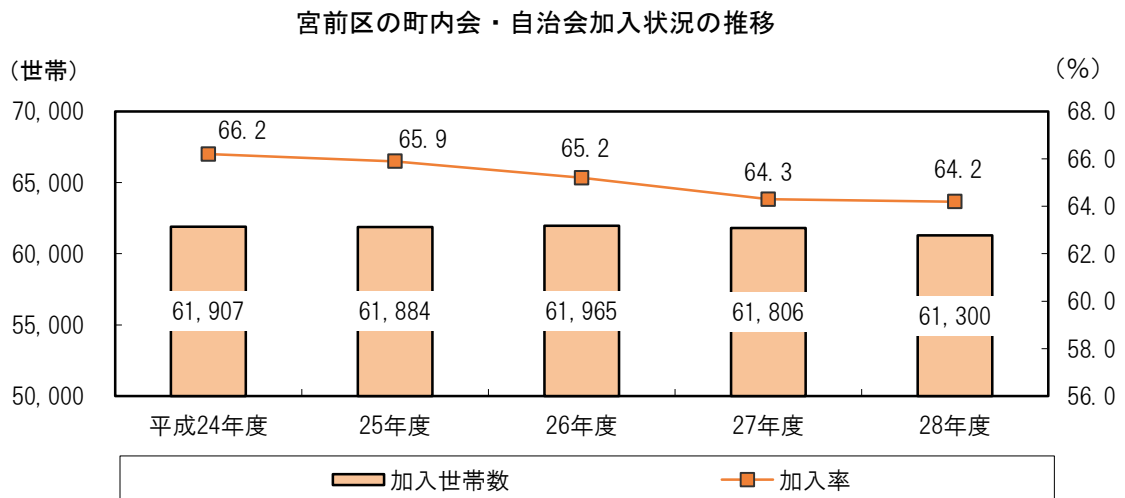


資料：川崎市の統計情報「川崎市年齢別人口」(各年10月1日現在)

⑤ 町内会・自治会への加入状況

1) 町内会・自治会への加入状況

町内会・自治会への加入状況をみると、加入世帯数は横ばいとなっています。一方、加入率は平成24(2012)年度以降、減少しています。



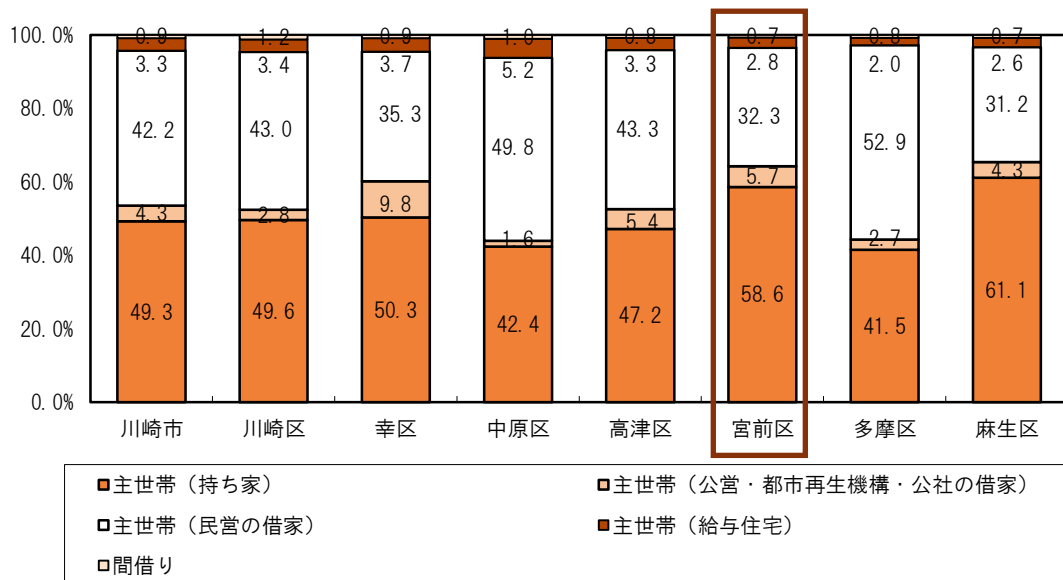
資料：川崎市統計書(各年4月1日現在)

⑥ 住宅の状況

1) 市内7区の住居の種類

平成25(2013)年度の区内の住居の種類では、主世帯(持ち家)が58.6%と最も高く、この数値は市内で2番目に多くなっています。

市内7区の住居の種類(一般世帯数のうち住宅に住む一般世帯)



資料：総務省統計局 平成25年住宅・土地統計調査(平成25年10月1日現在)

3 宮前区における生活課題

(1) 第4回川崎市地域福祉実態調査（地域の生活課題に関する調査）からみえる課題

平成28（2016）年10月に行われた「第4回地域の生活課題に関する調査」について、宮前区の集計結果をもとにして課題を挙げました。

Q. 「地域」において、問題だと思うことは？（複数回答）

A. 「高齢者に関する問題」（34.6%）と「地域防犯・防災に関する問題」（34.1%）が30%以上と最も高く、次いで「子供に関する問題」30%弱、障害者に関する問題が約10%。



**地域で問題だと思うことは、
高齢者問題と防災それぞれ3割以上、子どもの問題3割弱、障害者の問題1割**

Q. 助け合いができる「地域」の範囲は？

A. 「隣近所」が約40%と最も高い。



**助け合いができる「地域」の範囲は、
「隣近所」「町内会・自治会程度」**

Q. 家庭生活上で感じる不安は？（複数回答）

A. 「身の回りのことが、いつまで自分でできるかわからない」が約40%、「介護が必要な家族を家庭で介護できる自信がない」と「経済的に生活できるか不安である」が30%以上。



**不安に思っていることは、
自分と家族の介護、経済的な問題**

Q. ボランティア活動に参加したことがない理由は？（複数回答）

A. 参加したことがない（約40%）理由は「仕事や家事が忙しく時間がない」が最も高く、50%以上。次に「きっかけがつかめない」が約34%。



**ボランティア活動は、
広報やセミナー等を通じて、参加のきっかけづくりが必要**

Q. ふだん、ご近所づきあいの程度は？

A. 「あいさつをする」(48.2%)が最も高く、次いで「ときどき話をする」(27.9%)となっている。



**ご近所づきあいは、
「あいさつをする」程度が5割弱**

Q. 近所づきあいや地域住民同士の交流の必要性は？

A. 「ふだんから交流しておいた方が良い」の割合が31.3%と最も高い。



**近所づきあいや地域住民同士の交流は、
「ふだんから交流しておいた方が良い」が3割以上**

Q. 今後、地域福祉を推進するために、市民が取り組むべきことは？

A. 「地域での交流などを通して、住民同士の助け合いの意識を向上させること」が40%と最も高く、次いで「家族以外の人で、身近に困りごとなどを相談できる人を増やすこと」と「地域で困っていることや自分ができることを知らせる情報が集まる場をつくること」が30%以上となっている。



**地域福祉を推進するために、市民が取り組むべきことは、
「地域での交流などを通して、住民同士の助け合いの意識を向上させること」が
4割と最も高い**

Q. 孤立死を防ぐために有効だと思うものは？（複数回答）

A. 「地域住民による声かけ、見守り」が約60%と最も高く、次いで「新聞・郵便配達等、民間の協力による情報共有」が約40%、「民生委員児童委員による訪問、見守り」が約35%。



**孤立死を防ぐには、
「地域住民の見守り」「公的機関や新聞配達等の見守り」**

- Q. 地域の人たちに手助けしてほしいこと、してあげられる手助けは？（複数回答）
- A. 「安否確認の見守り・声かけ」が手助けをしてほしいこと（50.7%）としてあげられる手助け（65.6%）のどちらにおいても最も高く、次いで「災害時の手助け」（それぞれ47.3%、42.3%）となっている。

↓

**「してほしいこと」、「できること」共に、
「安否確認の見守り・声かけ」「災害時の手助け」**

- Q. 地域福祉の推進に向けて必要な行政の取組は？（複数回答）
- A. 「福祉サービスを適切に利用することができるような評価や内容の情報開示」と「サービスが利用できない、結びつかない人への対応の充実」がほぼ40%以上、「市民への意識調査や団体アンケート、聞き取りなどによる地域課題やニーズの把握」が約36%と上位を占めている。

↓

**必要な行政の取組は、
「サービスが結びつかない人への対応」「ニーズ把握」「サービスの評価・情報開示」**

- Q. 東日本大震災5年が経ち、意識の変化は？
- A. 「震災直後は防災などへの意識が高まったが、現在は薄れてきている」が40%以上と最も高い。

↓

**防災意識は、
5年たって薄れてきている**

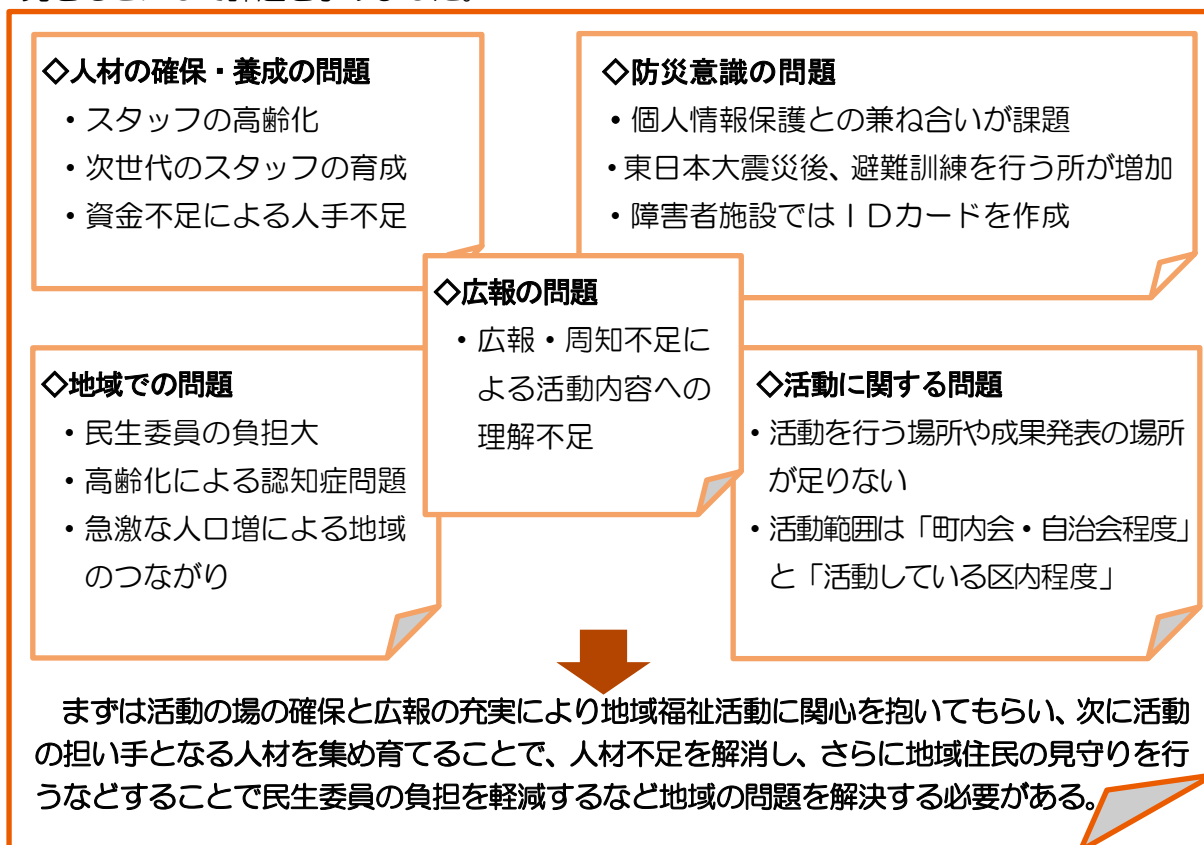
- Q. 「地域包括ケアシステム」を理解したり、行動しているか？
- A. 「地域包括ケアシステムを聞いたことがない」が最も多く、市全体・宮前区ともに50%以上を占めている。

↓

**地域包括ケアシステムについて、
5割以上が「聞いたことがない」**

(2) 団体アンケート（地域福祉活動に関する調査）からみえる課題

平成28（2016）年11月から12月までに、地域活動団体に行ったアンケートの意見をもとにして課題を挙げました。



(3) 宮前区民の医療・福祉に関する意識調査報告書からみえる課題

平成 28 (2016) 年7月に、聖マリアンナ医科大学・田園調布学園大学・宮前区の3者による、医療と福祉が連携したまちづくりを目指した協定が締結されました。この協定に基づく取組として、同年11月から平成29(2017)年2月まで聖マリアンナ医科大学による「宮前区民の医療に関する住民意識調査」及び田園調布学園大学による「宮前区民の福祉・生活に関する住民意識調査」を実施しました。

① 宮前区民の医療に関する住民意識調査

◇医療施設の充足度

医療施設数は「十分または不便はない」という意見が7割と多い一方、近くで休日・夜間に診てもらえる医療機関や専門医がないことや、休日・夜間に診てもらえる病院の情報が少ないとの意見が挙げられている。

↓

近隣の医療施設や休日・夜間に診てもらえる救急医療の充実が望まれている。

◇在宅療養・在宅介護に対する意識

在宅療養・在宅介護を「できれば避けたい」または「無理である」との意見が7割。その理由として、「介護者の確保ができない」「急変時の不安」「住環境の問題」などが挙げられている。

↓

在宅療養・在宅介護を受けている本人やそれを支える家族等が安心できるようなサービス提供や支え合いの仕組みが求められる。

◇災害時の医療

災害時には、軽度なけがや病気でも医療機関を受診しようと考えている人が7割と多い。

災害時に医療機関に望むことは、「子供を優先して診てほしい」「救急・休日・夜間の対応を増やしてほしい」「高齢者を優先して診てほしい」との希望が多い。

↓

災害時には、医療機関の受入能力をはるかに超える多くの住民が受診をすることが予想され、災害時における医療機関の役割について、正しい知識の啓発が求められる。

災害時における医療機関での効率的なトリアージについて、住民と一緒に考えていく必要がある。

② 宮前区民の福祉・生活に関する住民意識調査

◇「自助」による健康維持や生活の状況

日常生活に不具合があるものの家族の世話を受けられない場合、「一般の有料サービス」や「公的サービス」を選ぶ回答者が多い。また、定期的な健康診断の受診や定期的な運動、バランスのとれた食事の摂取など、健康面においても「自ら実践できる」取組をしている住民が多い。



高齢になったときに、人に頼らずに生活を維持できるかどうか課題となる。健康や介護予防の観点から、今後も自助意識を維持するとともに、「お互いに助け合う」地域づくりを実現していくことが求められる。

◇「互助」に生かせる近所付き合いの程度や支援の意向

近所の人と「生活面で協力し合っている」のは、65歳以上に多い。また、30～64歳の大多数が、日常生活に困難を感じている近所の方のお手伝いとして「声かけや安否確認・見守り」であればできると回答している。



地域における付き合いの程度は高い傾向にあり、手伝いが必要な人にそれができる人を適切に結びつける仕組みが必要である。

(4) 地域のつながりワークショップからみえる課題

ワークショップにおいて、区民、町内会・自治会関係者、民生委員・児童委員などから出された意見をもとに課題を挙げました。

① 「地域のまなざしづくりを目指して」（平成 25～26 年度実施）

平成 25（2013）年度から平成 26（2014）年度に、障害のある方やその家族、支援者を発表者として迎え、地域での生活や活動における喜びや困りごとなどを共有することにより、区民が障害についての理解を深め、周囲に対するあたたかいまなざしを持って誰もが暮らしやすい地域づくりにつなげていくことを目的として、ワークショップを4回にわたり開催しました。

パート1：自閉症の子どもを育てる親の立場から（平成 25（2013）年 9 月開催）

知的障害を伴う自閉症の子を持つ親2名により、子育てでの経験談や自閉症の特徴、周囲で配慮をしてほしいことについて発表が行われました。

パート2：視覚障がい者の立場から（平成 26（2014）年 2 月開催）

視覚障害のある区民2名の発表を通じて、視覚障害者に出会ったときの声かけや具体的な内容を交えての説明のしかたが紹介され、障害により生活に不便を感じている人を支援につなげるための協力が呼びかけられました。

パート3：精神障がい者と家族の立場から（平成 26（2014）年 9 月開催）

精神障害のある区民から、病気が起きたときに体験したことや、家族・知人による支えがあり生活していることの発表がありました。また、姉に精神障害がある家族から、ボランティア活動に関わったことから障害についての理解が深まり、現在は障害を持つ人をはじめ誰もが憩える居場所喫茶を運営していることの発表がありました。

パート4：知的障がい者と共に生きる人の立場から（平成 27（2015）年 2 月開催）

養護学校教諭を経て主に知的障害者が利用するグループホーム管理者を務める区民から、川崎市内及び宮前区内のグループホームの設置状況や入居者の生活状況が紹介されました。また、神奈川県で一般企業として初めて就労継続支援A型事業所を始めた会社社長から、知的障害のある実習生の受け入れをきっかけとした障害者雇用により、働く人の成長や売り上げの増加がみられ、また人を大切にする経営、一人ひとりの人生を大切にする経営論が発表されました。

◇障害の特性の理解

- 障害によっては、目に見えてわかりにくいものがある。よくわからずに、腫れ物に触るようには関わることができない。大変だろうと思うが、何が大変なのかよく理解できていないのが現状だと思う。
- 障害の特性を知ることによって、以前は不審に思っていた行動が、その人の特徴であり、そうせざるを得ないのだと理解するようになった。

◇身近な関わりから深める周囲の理解

- 何かのアドバイスや手助けをしようと気負わず、また、どのように接してよいかわからないからと遠巻きにせず、身近なあいさつから関わりを持つことが大切。
- 障害のある人と会ってみて、目の前にいる人を「ひとりの人間として」受け入れる姿勢が互いの心を開き、まちのあたたかいまなざしを作ることになる。

② 「地域における“つながり”づくりのステップ」

平成28(2016)年2月に、宮前区の「強み」「弱み」を知り、あらゆる世代の区民が交流するための行動や活動について考えるワークショップを開催しました。

◇宮前区の強み（ストレングス）

- 子どもが多い。
- 豊かな自然がある。
- 地域活動・ボランティア活動が多く行われている。
- 「安否確認の見守り、声かけ」など、手助けをしたい意思を持つ人が多い。

◇宮前区の弱み（課題）

- 高齢化の進行、ひとり暮らし世帯の増加がみられる。
- 地域活動・ボランティア活動団体間で、分野の垣根を越えた連携が弱い。
- 地域活動・ボランティア活動をしたい意識はあるが、参加できていない人がいる。
- 近所同士ではあいさつをするものの、その先の関係がなかなか深まらない。



- 子どもの増加などこれから期待できる部分がある反面、高齢化が進み手助けができる人が少なくなるなどの不安が考えられる。
- 地域活動に参加したい意識があったり、実際に活動を行っている人は多いものの、その活動が発展しない、参加者が増やせないなどの課題を抱えているところがある。

③ 「地域の頼れる足 運転ボランティアについて知ろう！」

平成 28（2016）年9月に、高齢者や障害者など、移動に制約のある方々の外出を支援する福祉有償運送に取り組む団体の活動を取り上げ、外出に困難を抱える方々や、運転ボランティアに関心のある方々などが、地域課題への理解を深め、地域交流や困り事の解決のきっかけをつくるため、ワークショップを開催しました。

◇運転ボランティアの必要性

- 坂の多い宮前区では、「移動や買い物が大変」といった意見が多く、安価な福祉タクシーやコミュニティバスなど、より便利な移動手段が望まれている。
- また、買い物ツアーを求める声も挙っており、重いものを運ぶことが困難な高齢者や障害者などの方々の助けとなるものが求められている。

◇運営の課題

- 金銭面が課題となっており、お金のかからない運営の仕方を考える必要がでてくる。「既存の車両・人材の活用をしたい」という声もあり、今後の運営における工夫が望まれる。

④ 「みんな違ってみんないい！コミュニティカフェのか・た・ち」

平成 28（2016）年 10 月から 12 月に、地域包括ケアシステムの役割のうち「互助」を実践していく上でのヒントとなるコミュニティカフェについて、講演・事例紹介から学び、グループワーク・模擬カフェ体験を通して地域の居場所づくりについて考えるため、区内の2自治会を対象としたワークショップを開催しました。

◇コミュニティカフェの有効性

- 地域の人との交流が必要だと言われる理由として、「地域の防犯、治安」「いざというときの助け合い」などが挙げられる。日常で地域の人と信頼関係を作ることは重要である。
- コミュニティカフェや交流サロンは生活支援サービスのひとつの要素であると、厚生労働省の資料の中で位置づけられている。

◇内容検討と体験を通じて考えられるコミュニティカフェ運営の課題

- コミュニティカフェは、人と人がつながる場となる。地域に喜ばれ、世代を問わない、誰でも気軽に来ることのできるカフェの形態が望ましい。
- 地域で特技を持っている方にプログラムを開催してもらうなど、地域の人材を掘り起こす場にもなり得る。
- コミュニティカフェに対しての考えや実施に向けての具体的な活動をまとめていく作業が難しい。
- 老人会などの地域活動が活発で、カフェのような集まりをすでに行っているところでは、既存の活動との連携が必要。

(5) シンポジウムからみえる課題

① 地域包括ケアシステム構築に向けた宮前区民シンポジウム

平成27(2015)年11月に、川崎市が策定した「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン」の理解を深め、区内で熱心に活動している団体同士で課題を共有し、多様な団体による地域での支え合いの拡がりについて考えるためのシンポジウムを開催しました。

◇地域包括ケアシステム推進にあたり区民一人ひとりができる役割

- ・人・場所・システムが上手に活用されることによって、経済的にも医療的にも必要ときに支援を受けることができ、孤独ではなく社会の中で人との交流があり、人との関係性の中で役割や生きがい、居場所が確保されることにより、自分らしく生きていけるようになるシステムづくりをしなければならない。
- ・人によってはボランティアに高尚な感じを受けて、活動に踏み込めない人もいる。しかし、生活の中で、隣近所の様子を見て様子がおかしいと感じたときに、自治会やその役員などに伝えるだけで、十分にボランティアとして活動している。そのように、日常の中で何気なくできることを皆でやっていけば、とてもやさしいまちづくりができるのではないかと。
- ・一人ひとりの役割はそれぞれ違う。自分ができる範囲で無理をせず、人間として普通に付き合うことが求められる。子どもとその親、高齢者、障害者など、役割の異なる個と個がつながっていけるとよいと思う。

◇地域包括ケアシステムを地域に根付かせるために必要なこと

- ・介護保険など既存の制度に何でもつなげることではない。必要なことは人によって異なり、友人などでもよいので、地域で孤立しない生活が大切。
- ・システムを作るのはよいが、それを住民が使いこなせるかどうかにかかってくる。
- ・「縦割り」といわれる行政の制度がネックになる可能性があり、住民は行政を一つひとつ引っ張り出せる力を付け、引っ張り出された行政が横につながってほしい。

② 地域包括ケアシステム推進に向けた宮前区民シンポジウム

平成29（2017）年3月に、聖マリアンナ医科大学による「宮前区民の医療に関する住民意識調査」及び田園調布学園大学による「宮前区民の福祉・生活に関する住民意識調査」の結果報告（結果からみえる課題は28ページ参照）、地域のつながりワークショップ「みんな違ってみんないい！コミュニティカフェのか・た・ち」（課題は32ページ参照）、講演「暮らしを見直して、人生をもっと豊かに」からなるシンポジウムを開催しました。

◇調査結果報告質疑応答及びシンポジウム参加者アンケート意見からみえる課題

- ・現在は75歳以上が20,000人いて、将来はそれが倍の人数になる。そのときに、医療や介護の仕組みが十分なのか、十分でないとしたら今から何をしなければいけないか。医師会も自治体も国も、全てが遅れており、10年20年先を見据えて、皆が考えるべきだと思う。
- ・民生委員の立場から、生活に困っている方に直接向き合っているためかなり意識があると思うが、自治会や地域の団体との直接的な関わりが少ないので、その意識に大きな差があると思う。

4 第4期計画の振り返り

(1) 第4期計画における重点項目

① 「みんなで福祉のまちづくり！」広報

区民一人ひとりが地域福祉活動に関心を持ち、「地域の輪」を広げていくために、地域活動・地域のつながりの大切さを広く広報する活動を行いました。

ホームページやSNSなどの広報、ワークショップやシンポジウムなどを通じた広報のほか、ワークショップ、シンポジウム自体の内容を報告書、ホームページ、チラシ等で広報することによって、実際に地域活動が立ち上がるなど、地域福祉の担い手が増えるといった効果が現れています。

今後も、さらに地域のつながりが広がり、コミュニケーションの場が増えていくよう、引き続き支援を行っていきます。

② 「地域のつながりワークショップ（意見交換会）」の開催

地域福祉活動の具体的な方法や喜びを共有することにより、地域福祉に関心を持ち、地域に関わる人々が協力してお互いを支え合う仕組みづくりについて考えることを目的として、ワークショップを開催しました。

平成25（2013）年から平成26（2014）年にかけて、障害のある方やその家族、支援者を発表者として迎えたワークショップを4回開催しました。参加者は、当事者の語る内容から障害の特性を理解することに努め、身近な地域で障害者と会ったときにはあたたかいまなざしを持って接することの大切さを学んだとの意見が挙げられました。

平成27（2015）年度の「地域における“つながり”づくりのステップ」と題したワークショップでは、各地域で行われている多世代交流を進める活動が紹介され、今後の活動のさらなる充実や活動団体間での連携に生かせる内容となりました。

平成28（2016）年度には、運転ボランティアとコミュニティカフェを、それぞれテーマとして開催しました。

運転ボランティアについては、高齢者や障害者を対象とした移送サービス（福祉有償支援）団体による具体的な活動が紹介され、山や坂など起伏に富んだ地形の宮前区における移動や外出支援について、熱心な意見交換が行われました。

コミュニティカフェについては、自治会単位で、運営に必要な基本的知識の習得から準備内容の検討、模擬カフェ体験までを連続講座によって行う、新しい試みを実施しました。地域活動の状況や目指したいカフェのあり方の検討を経て、平成29（2017）年度には実際のカフェ運営に結び付く結果となりました。

平成29（2017）年度には、災害時等に強い地域やパパ友・ママ友の地域での居場所づくりを、テーマとして開催しました。防災・安全には地域のつながりが基盤であることを知り、普段は地域活動になかなか参加できない世代が集まる場となりました。

第5期宮前区地域福祉計画においても、地域の特徴や課題を踏まえたテーマによるワークショップ（意見交換会）の開催は有意義であると考えられ、地域包括ケアシステムの推進とも関連した内容の充実を図っていきます。

(2) 第4期計画の評価と課題

基本目標1 情報を充実させ、コミュニティの場づくり

基本方針	第4期計画（平成26年度～平成29年度）の事業・取組
1 区民が主役の地域福祉活動を促進するための広報等を充実します。	◎1 「みんなで福祉のまちづくり！」広報 2 みんなで実践、健康づくり支援事業（健康づくり発信事業） 3 子育て情報発信事業
2 区民同士の交流を促進する講座・講演会等を充実します。	1 精神障害者家族教室の開催 2 高齢者支援制度や介護予防など高齢者に関する普及啓発活動の実施 3 地域福祉に関する区民向け講座等の開催 4 親と子の子育て応援セミナー事業

◎：第4期計画の重点項目

情報提供の手段として、チラシや情報誌、区ホームページを活用するほか、新たにSNSやアプリなど様々な手段を使って幅広く広報を実施しています。

また、区民を対象とした様々な講座やセミナーを開催することにより、参加者同士の交流が生まれるだけでなく、支援者の育成へもつながりました。

引き続き、効果的な情報提供に努めると共に、多様なニーズにこたえる講座等の開催を行っていきます。

基本目標 2 地域福祉を担う人材の育成

基本方針	第4期計画（平成26年度～平成29年度）の事業・取組
1 区民の福祉活動への参加を促進する講座・講演会等を充実します。	◎ 1 地域のつながりワークショップ（意見交換会）の開催 2 認知症サポーター養成講座の開催 3 障害者（児）を理解する講座の開催 4 子育てボランティア養成講座の開催
2 子どもが福祉への理解を深める機会の提供を図ります。	1 福祉体験学習講座の開催
3 地域の活動団体の相互交流を支援します。	1 宮前区精神保健福祉連絡会 2 宮前すこやか連絡会の開催 3 子育てボランティア学習交流会

◎：第4期計画の重点項目

地域において人々が孤立することなく、つながり支え合いながら自分らしく生活していけるよう、様々な“きっかけづくり”を行いました。地域が主体となった見守り活動や居場所づくりができるよう、住民同士の顔の見える関係作りを進めました。ボランティアの養成講座や交流会などを開催し、地域活動を担うボランティアを養成するとともにつながりを強化することができました。認知症サポーター養成講座については継続して行う中で、特に中学生向けの講座を強化し、次世代の育成を促進することができました。またワークショップを各種行う中で、実際に地域活動が立ち上がった例もあり、地域活動の促進がみられました。引き続き、地域を担う人材の育成をより広い世代に向けて促進してまいります。

基本目標3 住民同士の助けあいの意識を向上

基本方針	第4期計画（平成26年度～平成29年度）の事業・取組
1 すべての世代が交流し、地域の輪を広げる意識づくりを支援します。	1 ウェルカム！みやまえキャンペーン 2 民生委員児童委員や子育て団体等が行う子育て交流会などの地区活動への支援 3 しあわせを呼ぶコンサート ◆4 冒険遊び場活動支援事業 ◆5 あつまれ！こども自然探検隊
2 助けあいのネットワークを地域に広げるために、区民、地域の活動団体、行政の連携を強化します。	1 地域包括ケア連絡会議との連携・調整 2 要支援児童対策地域協議会実務者会議 3 障害者（児）支援ネットワークづくりの支援 ◆4 災害時要援護者対策の充実 5 主任児童委員と保健福祉センターとの連絡会 6 区民の健康づくりの支援（介護予防・公園体操の支援など） 7 地域関係団体との連携等による食育の推進 8 宮前区地域自立支援協議会 ◆9 民生委員児童委員の活動支援
3 誰もが安心して生活できる地域環境づくりを推進します。	1 地域が主体となった高齢者の見守りの促進 2 こんにちは赤ちゃん事業 3 子ども・子育て支援ネットワーク会議 ◆4 子育て支援拠点の整備 ◆5 学習支援事業の実施 ◆6 「川崎市地域みまもりネットワーク事業」等の充実

◆：第4期からの新規事業

地域主体の見守りや支援をより効果的に行い、推進していけるよう様々なきっかけやネットワークづくりを行いました。また、転入してきた子育て世代や、地域の親子などをターゲットとした集まりを企画するとともに、各団体のネットワークづくりにも取り組みました。

引き続き、地域のつながりや支え合いを推進するための、ネットワークや連携づくりに取り組んでいきます。

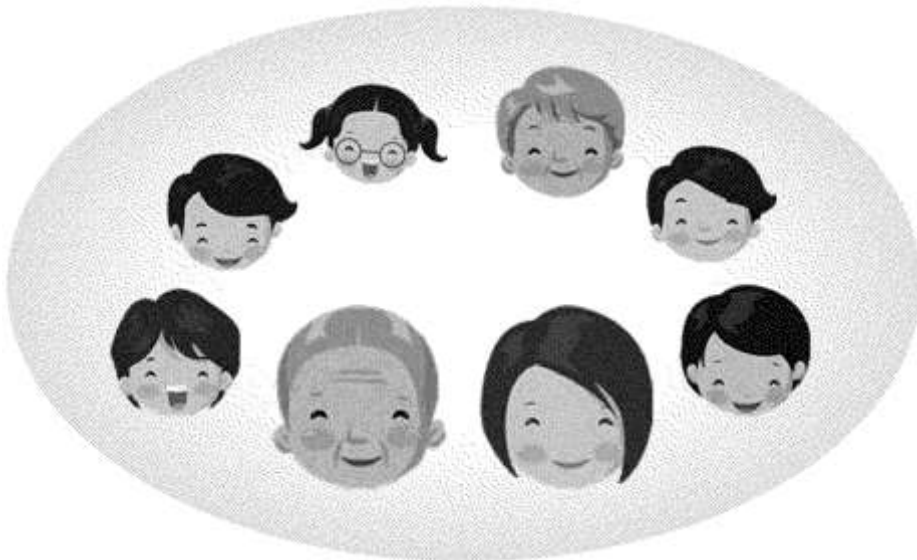
宮前区の地域福祉推進の取組

第2章

◎民生委員児童委員とは◎

民生委員児童委員は、地域の皆様の身近な相談相手です。子育てに関すること、家族の介護に関する事など、生活で気になっていることなどを解決するために、行政とのパイプ役や調整役を務めます。

民生委員児童委員には守秘義務がありますので、地域の皆様から受けた相談内容の秘密を守ります。安心してご相談ください。



1 宮前区が目指す地域福祉

(1) 計画の理念

みんなで作ろう 地域の輪

～共につながり 支え合い 安心して暮らせる地域づくり～



宮前区では、「区民一人ひとりが主人公、身近なあいさつから広がる地域の輪」を第4期計画の理念として、区民一人ひとりが主体的に身近なところから地域福祉活動を行い、地域の輪を広げてきました。

市内で年少人口の割合が最も高い宮前区では、より良い子育て環境をつくろうと子育て支援の充実や、支援拠点の整備などを行ってきました。また、地域包括ケアシステム推進に向けた取組として、小中学生を対象とした次世代の育成にも力を入れています。

しかし、年少人口が多い特徴をもつ一方で、高齢化も進み、高齢者の孤立化や健康などの課題も抱えています。

第5期計画では、「みんなで作ろう 地域の輪～共につながり 支え合い 安心して暮らせる地域づくり～」を理念として掲げ、区民一人ひとりがつながる場を提供し、つながった区民同士が支え合い、地域の輪がより広がり安心して暮らせるような地域づくりの支援に力を入れていきます。

(2) 基本目標

基本目標1 区民が主役の地域づくり

地域福祉活動を推進していくには、担い手となる区民一人ひとりの意識が大切です。地域福祉活動に関心を持ち、区民自らが生活や健康の維持に努められるように、また、主体的に活動に参加できるように、活動・支援の場づくりの支援等を行います。そして、誰もが気軽にできる身近なところから地域福祉活動を行うことで、人と人がつながり、地域の輪が広がり、区民自らが課題解決に向かえるような区民主体の地域づくりの支援に取り組みます。

基本目標2 区民本位の福祉サービスの提供

区民の視点に立った幅広い福祉サービスを区民が適切に利用するためには、十分な情報の周知が重要です。利用者のニーズに合った適切な情報が得られるように、サービスに関して積極的な情報発信を行い、さらにサービスをスムーズに受け取ることができるように相談支援体制の充実を図ります。また、地域で活動する人など地域活動の担い手となる人材を育成するため、講座などの学習機会の場を提供します。

基本目標3 必要な人が支援へつながる仕組みづくり

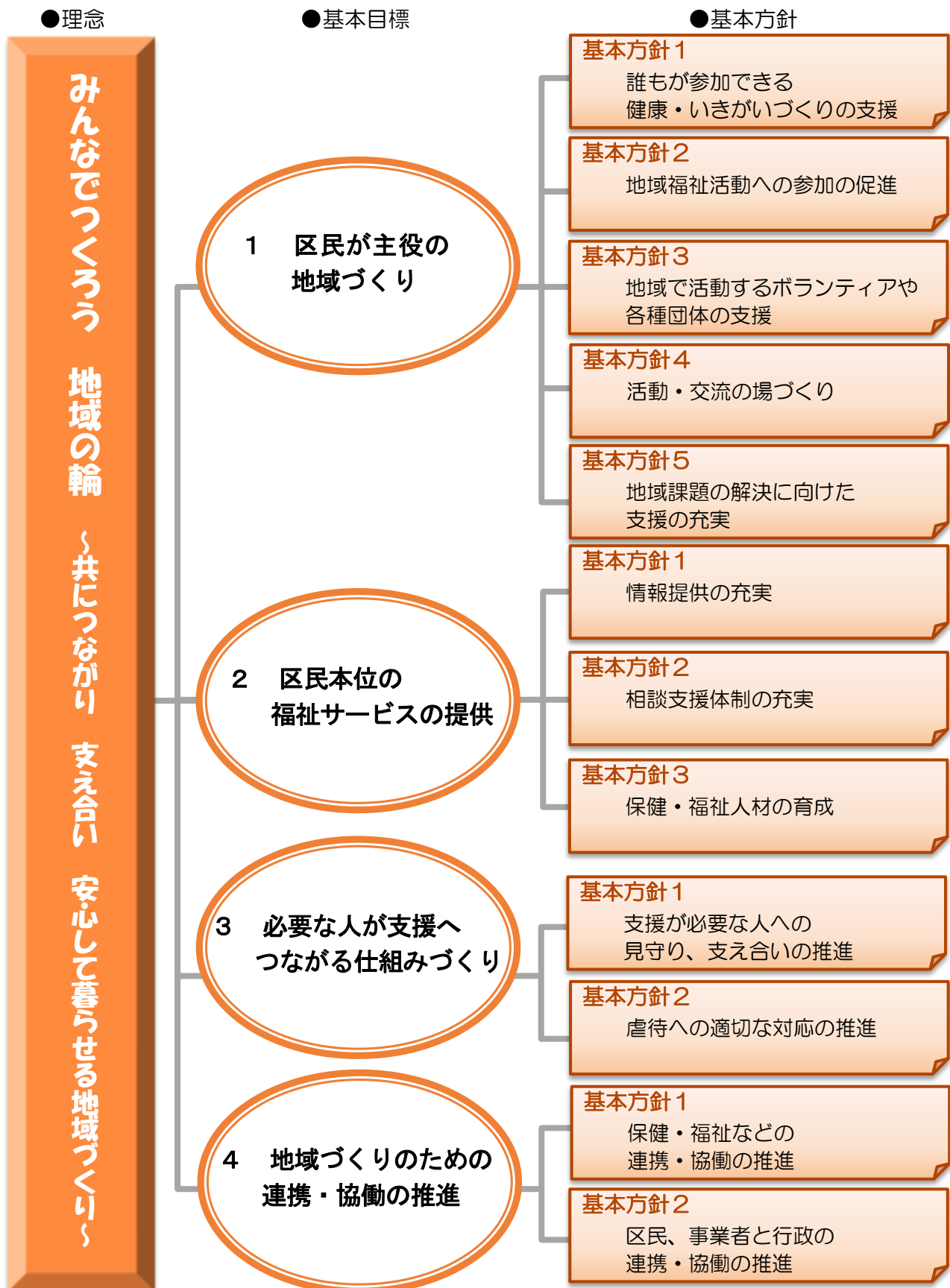
高齢者や子育て家庭、災害時の支援など、支援を求めている人は様々です。

支援が必要な人に本当に必要とする支援を提供できるように、それぞれの立場にたった支援を考え、必要な人が支援へつながる包括的な仕組みづくりを推進します。

基本目標4 地域づくりのための連携・協働の推進

地域づくりには区民・事業者・行政等が一体となって連携し、協働することが大切です。また、この連携・協働の重要性は保健・福祉以外の様々な分野においてもいえます。地域づくりをより円滑に行うことができるように、区民・事業者・行政等の連携を強化していきます。

(3) 計画の骨子



(4) 事業体系一覧表

※区分 新：第5期計画から新たに地域福祉計画に取り入れた事業

◎：第5期計画の重点項目

計画の理念	基本目標	基本方針	区分	計画期間（平成30年度～平成32年度）の取組	区民の役割	掲載ページ	
みんなでつくろう 地域の輪 一緒につながり 支え合おう 安心して暮らせる地域づくり	1 区民が主役の地域づくり	1 誰もが参加できる健康・いきがいづくりの支援	1	区民の健康づくり・介護予防の支援	自助 互助	69	
			2	地域関係団体との連携等による食育の推進	自助 互助	69	
		2 地域福祉活動への参加の促進	◎	3	地域のつながりワークショップの開催	互助	70
			◎	4	区民シンポジウムの開催	互助	70
		3 地域で活動するボランティアや各種団体の支援		5	子育て・健康づくり等グループ支援	互助	71
			新	6	地域で活動する市民活動団体の支援	互助	71
				7	地域のサロン等への支援	互助	72
			新	8	老人クラブ育成事業	自助 互助	72
		4 活動・交流の場づくり		9	精神障害者家族教室の開催		73
				10	親と子の子育て応援セミナー事業	互助	73
				11	冒険遊び場活動支援事業	自助 互助	74
				12	子育て支援拠点の活用・充実	自助	74
				13	ウェルカム！みやまえキャンペーンの開催		74
				14	地域の居場所としてのサロンの立ち上げ支援	互助	75
				15	しあわせを呼ぶコンサートの開催		75
		5 地域課題の解決に向けた支援の充実	新 ◎	16	◎地域マネジメントの推進		76
			新	17	地域における健康で快適な生活のための支援		76

計画の理念	基本目標	基本方針	区分	計画期間（平成30年度～平成32年度）の取組	区民の役割	掲載ページ	
みんなできくろう 地域の輪 〜共につながり 支え合い 安心して暮らせる地域づくり	2 区民本位の福祉サービスの提供	1 情報提供の充実	◎	18 広報の充実		77	
				19 みんなで実践健康づくり支援事業	自助	77	
				20 子育て情報発信事業		78	
				21 高齢者支援制度や介護予防など高齢者に関する普及啓発活動の実施		78	
		2 相談支援体制の充実		22 生活保護世帯の中学生に対する学習機会の提供		79	
			◎	23 子ども・子育てに関する相談の実施		79	
			◎	24 健康や福祉に関する相談の実施		80	
			◎	25 保育所入所相談の実施		80	
			◎	26 高齢者・障害者に対する相談体制の充実		80	
			3 保健・福祉人材の育成		27 認知症サポーター養成講座の開催		互助
		28 子育て・健康づくり等ボランティア養成講座の開催			互助	81	
		29 次世代に向けた地域福祉講座の開催			互助	82	
	3 必要な人が支えあつたがる仕組みづくり	1 支援が必要な人への見守り、支え合いの推進		30 地域が主体となった見守り・支え合いの促進		互助	83
				31 こんにちは赤ちゃん事業		互助	83
				32 川崎市地域見守りネットワーク事業等の充実		互助	84
			◎	33 徘徊高齢者等SOSネットワーク事業		互助	84
			◎	34 ひとり暮らし等高齢者見守り事業		互助	84
				35 災害時要援護者対策の充実		互助	85
		2 虐待への適切な対応の推進		36 児童虐待予防・早期発見体制の充実			86
			◎	37 高齢者虐待防止の支援体制の充実			86
◎	38 障害者虐待防止の支援体制の充実				86		

計画の理念	基本目標	基本方針	区分	計画期間（平成30年度～平成32年度）の取組	区民の役割	掲載ページ
地域福祉の輪 地域づくり 地域づくり 地域づくり 地域づくり 地域づくり 地域づくり 地域づくり 地域づくり 地域づくり 地域づくり	4 地域づくりのための連携・協働の推進	1 保健・福祉などの連携・協働の推進		39 宮前精神保健福祉連絡会		88
			新	40 安心な在宅療養の環境づくり		88
		2 区民、事業者と行政の連携・協働の推進	新	41 地域包括ケアシステムネットワーク会議の開催		89
				42 地域包括支援センターとの連携による地域づくり		89
				43 民生委員児童委員・保護司会等の活動支援	互助	90
				44 主任児童委員と保健福祉センターとの連絡会の開催		90
				45 宮前区地域自立支援協議会の開催		90
				46 子ども・子育て支援ネットワーク会議の開催		91
			新	47 幼保小(中)連携事業		91
			新	48 関係する営業施設等との協働による地域づくりの推進	互助	91
新	49 社会福祉協議会との連携・協働		92			

※以降、第5期計画から新たに地域福祉計画に取り入れた事業には **新** を、

第5期計画の重点項目には **重** のマークをつけています。

【自助】とは、いきがづくり、健康づくりといった自分自身の取組のことだよ。

【互助】とは、地域活動・ボランティア活動・ご近所同士の声かけといった地域のみんなが力を合わせて助け合うことだよ。



2 第5期計画の重点的な取組

1 地域のつながりワークショップの開催

「地域のつながりづくり」をテーマとし、様々な内容でワークショップを開催します。ワークショップを通じ地域でどのような活動が行われ、どのような人々が活動しているのかを参加者が具体的に知ることで、地域住民の交流の場が作られ、地域福祉に関する活動へ住民がより積極的に参加したり、新たな連携が生まれるよう支援を行います。

2 新 区民シンポジウムの開催

地域では既に地域福祉に関する様々な活動が行われています。しかし、その活動を広く周知できていない活動やその内容を発表する場を持たない活動も多くあります。区民シンポジウムを開催することによって、既に行われている区民の地域活動や区内で実施されている多様な取組について情報共有を図り、地域活動や地域づくりを支援します。

◎稗原ゆ～ず連絡会◎



稗原地区7つの自治会をエリアに、7自治会のほか、教育、障害、高齢者、医療、介護など生活に密着した様々な施設が共同で、区役所や小学校などの行政と連携して地域の方々を総合的にサポートする体制を作っています。

地域コミュニティカフェ「ユーズカフェ」を拠点として、主な取組はイベントの企画や勉強会の実施、高齢者、障害者、子育て、医療、福祉など各種相談窓口などです。

まず、家から出かけていくきっかけとなる場を作ることにより、そこが人が出会う場、健康を維持する場、知らないことで抱く偏見を、知ることで取り除いていく場、そして若い人の活動の場となる取組を行っています。

3 新 地域マネジメントの推進

地域の課題と一言でいっても、地域によって様々な特徴があり、抱えている課題もそれぞれ違います。地域の住民が、自分たちが生活する地域の課題を把握することが、区民自らが主体的に地域課題の解決に向かう第一歩です。小地域ごとの地域情報をまとめた地区カルテを利用したり、大学と連携して実施したアンケート調査の結果を分析したりすることによって、地域の課題を明確化します。この地域課題をそれぞれの地域の区民が共有し、自分事として問題意識を持つことにより、区民が主体的に課題解決に当たることができる環境を整えます。

4 広報の充実

区民が主体性をもって地域活動に取り組むためには、地域にどのような取組があり、地域の方たちがどのような活動をしているのか知ることとはとても重要です。また、地域包括ケアシステムについて、さらに区民に周知し、チラシ・リーフレット・ホームページなどを媒体として積極的に広報を行うことにより、地域包括ケアシステムの意識づくりや地域福祉の目的・理念について広く普及啓発を行います。



じゃあ、私たちは
なにをすればいい
のかなあ？

区民の皆さんに参加してほしいことや、
心がけてほしいことは、次のページからの
「具体的な取組」の中で、わたしたちがお
伝えます！



3 具体的な取組

基本目標 1 区民が主役の地域づくり

基本方針 1 誰もが参加できる健康・いきがいつくりの支援

子どもから高齢者まで健康でいきいきとした生活を送ることができるよう、区民の誰もが気軽に参加できる健康づくりやいきがいつくりの場を、身近な地域で提供することを支援します。

具体的な事業 1

区民の健康づくり・介護予防の支援

公園における体操など、地域での「健康づくり活動」の自主的な取組を支援することにより、介護予防や健康増進、健康づくりの仲間づくりを推進します。

【区担当所管】 地域支援担当



公園体操に
参加してみよう！

具体的な事業 2

地域関係団体との連携等による食育の推進

地域の食育活動団体と連携して、食育キャンペーンや講習会等の実施に向けての支援を行い、区民による食育の取組を推進します。

【区担当所管】 地域支援担当



食育キャンペーンに
行こう！



自助

互助

基本方針2 地域福祉活動への参加の促進

ワークショップやシンポジウム等を通して、より多くの区民に地域福祉活動に関心を持ち、区民同士がお互いを支え合う仕組みづくりについて考える機会や、活動への参加を促進します。

具体的な事業3

重

地域のつながりワークショップの開催

「地域のつながりづくり」をテーマとしたワークショップの開催により、地域住民の交流の場づくりの支援や地域福祉に関する活動への住民の参加や連携の支援を行います。

【区担当所管】 地域ケア推進担当



地域の仲間と
つながろう！



互助

具体的な事業4

重

区民シンポジウムの開催

区民の地域活動や区内で実施されている多様な取組について情報共有を図り、地域活動や地域づくりを支援します。

【区担当所管】

地域ケア推進担当、地域支援担当



みんなで
参加してね



互助

基本方針3 地域で活動するボランティアや各種団体の支援

地域福祉活動団体やボランティアなど、地域福祉の担い手による活発な相互交流を支援します。

具体的な事業5

子育て・健康づくり等グループ支援

子育てや、健康づくり・介護予防等のグループを対象に、子育てや健康に関する出前講座やボランティアの学習交流会等を開催し、グループ活動の支援を行います。

【区担当所管】 地域支援担当



いろんなグループがあるよ。
気軽に参加してみよう！

具体的な事業6

新

地域で活動する市民活動団体の支援

「宮前区まちづくり協議会」を通じて、市民活動団体の活性化や団体間の交流促進等、各種支援を行い、市民が主体となった、地域の課題解決につなげます。

【区担当所管】 地域振興課



市民活動団体の見本市「宮前楽市」
様々な活動への出会いがあるよ。



互助

◎宮前区まちづくり協議会◎

宮前区まちづくり協議会は、宮前区をより住みやすいまちにするために活動する区民主体の組織です。市民活動団体に向けた講座、交流会の開催、広報紙「まちづくり広場」の発行等の市民活動団体の支援を行う他、地域の活動や魅力を知るウォーキングイベントやフォトコンテストを開催！魅力ある宮前区の情報も発信しています。

毎年2月に開催される「まちづくり広場ラブみやまえ」では、宮前楽市をメインプログラムに、多くの区民の方にご来場いただいています。

つなぐ・むすぶ・ひろげる
宮前区まちづくり協議会

具体的な事業7

地域のサロン等への支援

地域の身近な人と人をつなげる居場所としてのサロンやあらゆる世代が集うカフェ等を地域の方たちで自主的に運営する活動を支援します。

【区担当所管】 地域支援担当、
保育所等・地域連携、向丘出張所



サロンで
仲間づくり！

具体的な事業8

新 老人クラブ育成事業

地域の活動として高齢者が主体的に集まる仲間づくりの場として、老人クラブの活動を支援します。

【区担当所管】 高齢・障害課



仲間と楽しく！



自助

互助

基本方針4 活動・交流の場づくり

世代を問わず様々な人々が地域活動によって交流していくことができるように、活動や交流の場をつくります。

具体的な事業9

精神障害者家族教室の開催

病気についての対応方法や社会資源及び制度について学習する機会を提供し、家族の悩みや困っていることを共有し、家族支援の契機とします。

【区担当所管】 高齢・障害課



具体的な事業10

親と子の子育て応援セミナー事業

区内の公営保育所と連携して、セミナーを開催します。保育士等の専門職による講座・先輩ママの経験談を聞き、相談をすることで、育児不安、孤立感などの解消と育児力の向上を目指すとともに、子育て支援活動参加へのきっかけづくりを実施します。

【区担当所管】 保育所等・地域連携



先輩ママに
相談してみよう



互助

具体的な事業 11

冒険遊び場活動支援事業

公園などを活用し、地域住民が主体となって行う「冒険遊び場」活動を道路公園センターと連携して支援するなど、地域コミュニティの活性化と次世代育成の場づくりを進めます。

【区担当所管】

地域ケア推進担当、道路公園センター



子どもと
参加してみよう！



自助

互助

具体的な事業 12

子育て支援拠点の活用・充実

子育て世代が、身近な地域で、「気軽に遊びに行けて、育児の不安なども相談でき、子育て情報を得ることができる」子育て支援の拠点を地域に充実させ、楽しく子育てができるように支援します。

【区担当所管】

保育所等・地域連携、生涯学習支援課



子どもママも
仲間づくり



自助

具体的な事業 13

ウェルカム！みやまえキャンペーンの開催

区内の子育て機関・団体などと協力し、未就学児童のいる家庭の転入時に区役所で子育て情報を提供します。また、子育て団体等と共に転入してきた未就学児童の親の交流会（うえるかむクラス）を開催し、地域情報の提供や地域での支え合いを推進します。

【区担当所管】

地域ケア推進担当、地域支援担当



具体的な事業 14

地域の居場所としてのサロンの立ち上げ支援

民生委員児童委員や町内会自治会、自主活動団体等が主体となり実施する地域のサロンや居場所等の立ち上げを支援していきます。

【区担当所管】 地域支援担当

仲間と一緒に
立ち上げてみよう



互助

具体的な事業 15

しあわせを呼ぶコンサートの開催

障害者施設の利用者が出演するコンサートを開催し、音楽を通じて交流と相互理解を深め、心のバリアフリーや障害者の自立支援・社会参画の拡大を目指します。

【区担当所管】 地域振興課



◎障害者相談支援センターとは？◎

障害者相談支援センターは、川崎市から委託を受けた法人が運営する公的な相談窓口です。

障害のある方が、安心して暮らすことができるよう、地域の関係機関と連携して相談をお受けし、支援を行っています。

障害のある方やその御家族等の、様々な困りごとや悩み事などをお受けし、解決方法を一緒に考えたり、探したりするところです。

区内には、みやまえ基幹相談支援センター、地域相談支援センターポポラス、地域相談支援センターれもん、地域相談支援センターシリウスの4か所があります。障害種別や年齢に関わらず御相談をお受けしていますので、お気軽に御相談ください。


基本方針5 地域課題の解決に向けた支援の充実

地域が抱える様々な課題の把握や解決に向け、主体的に関わることができるよう相談や連携等の支援を充実します。

具体的な事業 16 新 重 **地域マネジメントの推進**

区役所全課と連携し、小地域単位の地域情報をまとめた地区カルテや、大学と連携して実施したアンケート調査の結果を分析することなどにより、地域の課題を明確化し、区民が主体的に課題解決に当たることができる環境を整えます。

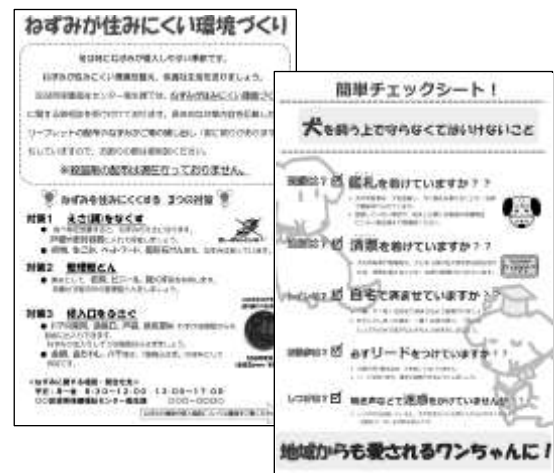
【区担当所管】
地域ケア推進担当、地域支援担当



具体的な事業 17 新 **地域における健康で快適な生活のための支援**

ペットの飼養に関する相談、ネズミや衛生害虫に関する区民からの相談を通して、衛生的で健康的な住環境の確保を支援していきます。

【区担当所管】 衛生課



基本目標2 区民本位の福祉サービスの提供

基本方針1 情報提供の充実

区民が取り組む地域活動を紹介することにより、その情報を参考に、また、地域活動の見本として、自分の地域の活性化に役立てられるよう、情報提供を充実します。

具体的な事業18

重 広報の充実

チラシ・リーフレット・ホームページ等を媒体として、地域包括ケアシステムの意識づくりや地域福祉の目的理念等について普及啓発を行います。

【区担当所管】 地域ケア推進担当、
地域支援担当、企画課、向丘出張所



具体的な事業19

みんなで実践健康づくり支援事業

健康づくりに関する情報や地域の健康づくりの活動などを記載した健康づくり情報誌、地域活動の場のマップなどを活用し、区民の健康づくりの実践を推進します。

【区担当所管】 地域支援担当

健康管理は
毎日の積み重ねから



自助

具体的な事業 20 子育て情報発信事業

みやまえ子育てガイド「とことこ」の発行、宮前区こども子育てホームページの充実、SNSやアプリの活用により、区役所・向丘出張所等区民に身近な場所での情報コーナーの整備等により、子育て情報を広く地域へ発信し、安心して子育てができるまちづくりを推進します。

【区担当所管】 地域ケア推進担当



具体的な事業 21 高齢者支援制度や介護予防など高齢者に関する普及啓発活動の実施

高齢者が安心して生活していくために高齢者在宅生活支援サービスや成年後見制度等の利用促進や、普及啓発を実施します。また、知識の普及啓発を図ります。

【区担当所管】

高齢・障害課、地域支援担当



◎土橋カフェ◎

認知症の方やその家族はもちろん、誰もが気軽に立ち寄り、地域の人たちとつながりを持てる場です。町内会を主体に現・元民生委員、老人クラブメンバー、地域ボランティア、などに加え、認知症専門医、認知症ケアアドバイザー、弁護士、地域包括支援センター員などの専門家も運営に携わり、その場で問題解決の糸口を付けることができます。

毎月第一水曜日の午後に土橋会館（町内会会館）で開かれており、珈琲、抹茶などを飲みながら、合間には、時流に合った話題を専門家の講話で聞く、音楽家の歌唱・演奏を楽しむ、さらに、体幹を整え、脳と身体の連携を刺激する運動を楽しむ、など認知症予防にも一役買いそうなパフォーマンスを楽しむことができます。



基本方針2 相談支援体制の充実

区民が抱える様々な生活課題について、支援関係機関等と連携し、相談支援体制を充実します。

具体的な事業 22

生活保護世帯の中学生に対する学習機会の提供

学習支援事業を生活保護受給世帯の中学生に積極的に案内し、参加支援することで、学校以外の学習の機会や居場所を提供し、貧困の連鎖を防止します。

【区担当所管】 保護課



具体的な事業 23

新

子ども・子育てに関する相談の実施

妊娠中から出産、育児等に関する個別相談支援を行います。

【区担当所管】 地域支援担当



具体的な事業 24

新

健康や福祉に関する相談の実施

健康づくりや介護予防等に関する個別相談支援を行います。

【区担当所管】 地域支援担当



具体的な事業 25

新

保育所入所相談の実施

子どもの預け先を探す保護者の一人ひとりに寄り添い、それぞれの保育ニーズに応じたきめ細やかな相談・支援を行います。

【区担当所管】 児童家庭課



具体的な事業 26

新

高齢者・障害者に対する相談体制の充実

高齢者については、地域包括支援センター等と連携し、相談支援体制の充実を図ります。障害者については、障害者相談支援センター等と連携し、相談支援体制の充実を図ります。

【区担当所管】 高齢・障害課



基本方針3 保健・福祉人材の育成

より充実した地域活動が行えるよう、地域で活動する人や健福祉従事者など地域活動の担い手となる人材の育成に取り組みます。

具体的な事業 27

認知症サポーター養成講座の開催

認知症になっても安心して暮らせる地域を目指して、「認知症サポーター養成講座」を小地域で開催し、普及・啓発を実施します。

【区担当所管】 地域支援担当



サポーターになろう



互助

具体的な事業 28

子育て・健康づくり等ボランティア養成講座の開催

子育て支援や、健康づくり・介護予防等に資するボランティアを養成し、保健・福祉活動への参加を促し、安心して子育てできる環境づくりや健康的な地域づくりを目指します。

【区担当所管】 地域支援担当

ボランティアになって
地域づくりをしよう！



互助

◎こんにちは赤ちゃん訪問員養成研修◎

こんにちは赤ちゃん訪問員になっていただくために、毎年1回開催しています。民生委員・児童委員、主任児童委員、子育てボランティア、子育てグループリーダー等子育て支援活動の経験者の方を対象に、養成研修を行っています。

(こんにちは赤ちゃん事業の内容は83ページ)



具体的な事業 29

次世代に向けた地域福祉講座の開催

職場体験や出前講座で、地域包括ケアシステムに対する理解を深める講座を開催するなど、次世代の地域福祉の担い手を育成します。

【区担当所管】

地域ケア推進担当、地域支援担当



君の学校にも呼んでね



互助

◎次世代の育成 小中学生への啓発◎

宮前区では、将来の担い手の育成として、小中学生を対象とした啓発事業を行っており、区役所や消防署で実施している職場体験学習で、地域のつながりの大切さを学んでいます。

29（2017）年度には、宮前平中学校演劇部と地域の方々のご協力のもと、啓発用のDVDを作成しました。

第5期計画では、このDVDを活用し、様々な場面で、小中学生への啓発を実施していきます。



職場体験学習：宮前消防署において



啓発用DVD



DVD撮影風景

基本目標3 必要な人が支援へつながる仕組みづくり

基本方針1 支援が必要な人への見守り、支え合いの推進

地域で支援が必要な人、また自らSOSの出せない人に対して支援が届くよう、区民や民間事業者等と連携して、見守りや支え合いを推進します。

具体的な事業30

地域が主体となった見守り・支え合いの促進

高齢者など支援を必要とする人が地域の中で安心して暮らしていくために、地域の見守り・支え合い活動の事例集等を活用した啓発活動の実施を通して、住民同士の顔の見える関係づくりを進め、地域主体の見守り活動や居場所づくりにつなげます。

【区担当所管】
地域ケア推進担当、地域支援担当

地域で見守りの輪を
広げよう！



互助

具体的な事業31

こんにちは赤ちゃん事業

乳児のいる家庭に、研修を受けた地域の方が訪問員として伺い、地域の子育て支援情報などを届けながら、子育て家庭が地域とのつながりを持てるよう声かけを実施します。

【区担当所管】 地域支援担当

あなたも訪問員に
なりませんか？



互助

赤ちゃんのいる
ご家庭に



あなたの笑顔と
「おめでとう」を
お届けください。

具体的な事業 32 川崎市地域見守りネットワーク事業等の充実

民間業者等との連携により、異変が生じた状態や何らかの支援を必要としている人等を早期に発見し、必要な支援を行うなど、地域社会全体で見守り体制を確保し、住み慣れた地域で安心して生活できるよう支援を行います。

【区担当所管】

地域ケア推進担当、地域支援担当、
児童家庭課、高齢・障害課、保護課



地域社会全体で見守ります。

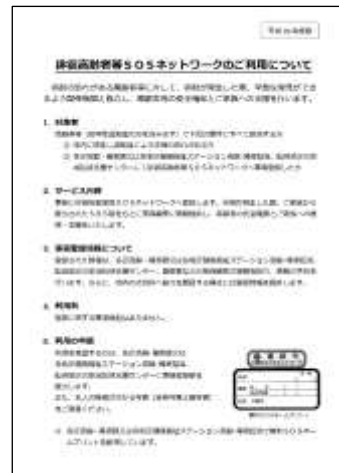


互助

具体的な事業 33 新 徘徊高齢者等SOSネットワーク事業

徘徊の恐れのある高齢者等の登録を事前に行い、徘徊が発生した際に関係機関や近隣自治体に情報提供し、高齢者等の安全確保と家族等への支援を図ります。

【区担当所管】 高齢・障害課



互助

具体的な事業 34 新 ひとり暮らし等高齢者見守り事業

民生委員の協力により、ひとり暮らし等の高齢者世帯を訪問調査し、必要に応じて見守りに繋げ、地域における高齢者の見守りを推進します。

【区担当所管】 高齢・障害課



互助

具体的な事業 35

災害時要援護者対策の充実

災害時に自力で避難することが困難な災害時要援護者の方から名簿登録の申し込みをしていただき、地域の支援組織に名簿を提供し、地域において共助による避難支援体制づくりを進めていただくために「災害時要援護者避難支援制度」の充実に取り組みます。

【区担当所管】

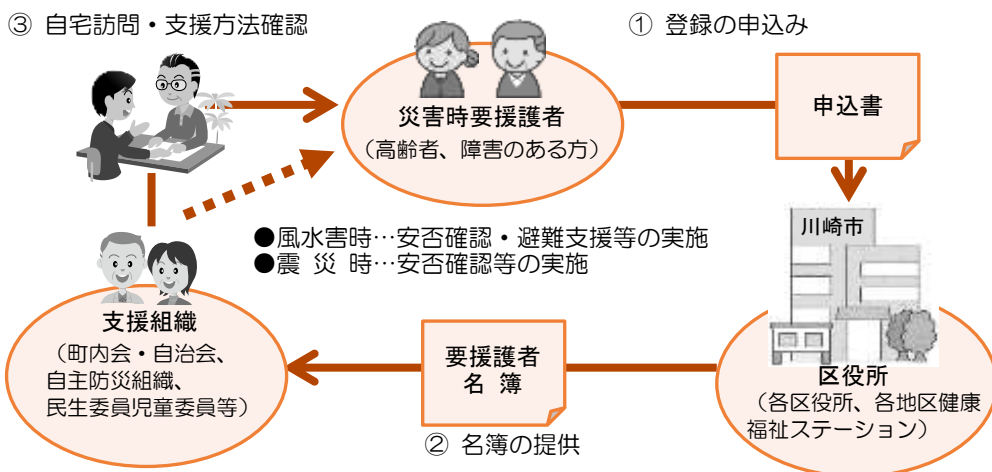
危機管理担当、高齢・障害課



互助

◎災害時要援護者支援制度の流れ◎

災害時に自力で避難することが困難な高齢者や障害のある方及び在宅で生活している方で、支援組織への個人情報の提供に同意される方を対象に、名簿登録することで、災害時に支援組織が安否確認・避難支援等を行います。



基本方針2 虐待への適切な対応の推進

地域生活には、まず安心して生活できる環境が必要です。子ども、高齢者、障害者に対する虐待に適切に対応できる体制づくりを推進していきます。

具体的な事業36

児童虐待予防・早期発見体制の充実

育児不安や児童虐待につながる兆候を早期に把握し、地域での継続した支援を実施します。そのために、要保護児童対策地域協議会の各種会議を開催し、子育て支援機関・団体・児童の福祉に従事する者等と考え方を共有し、連携の強化を図ります。

【区担当所管】 地域支援担当



具体的な事業37

新 高齢者虐待防止の支援体制の充実

地域包括支援センターと連携し、高齢者虐待の防止・対応のため、相談支援を行います。

【区担当所管】 高齢・障害課



具体的な事業38

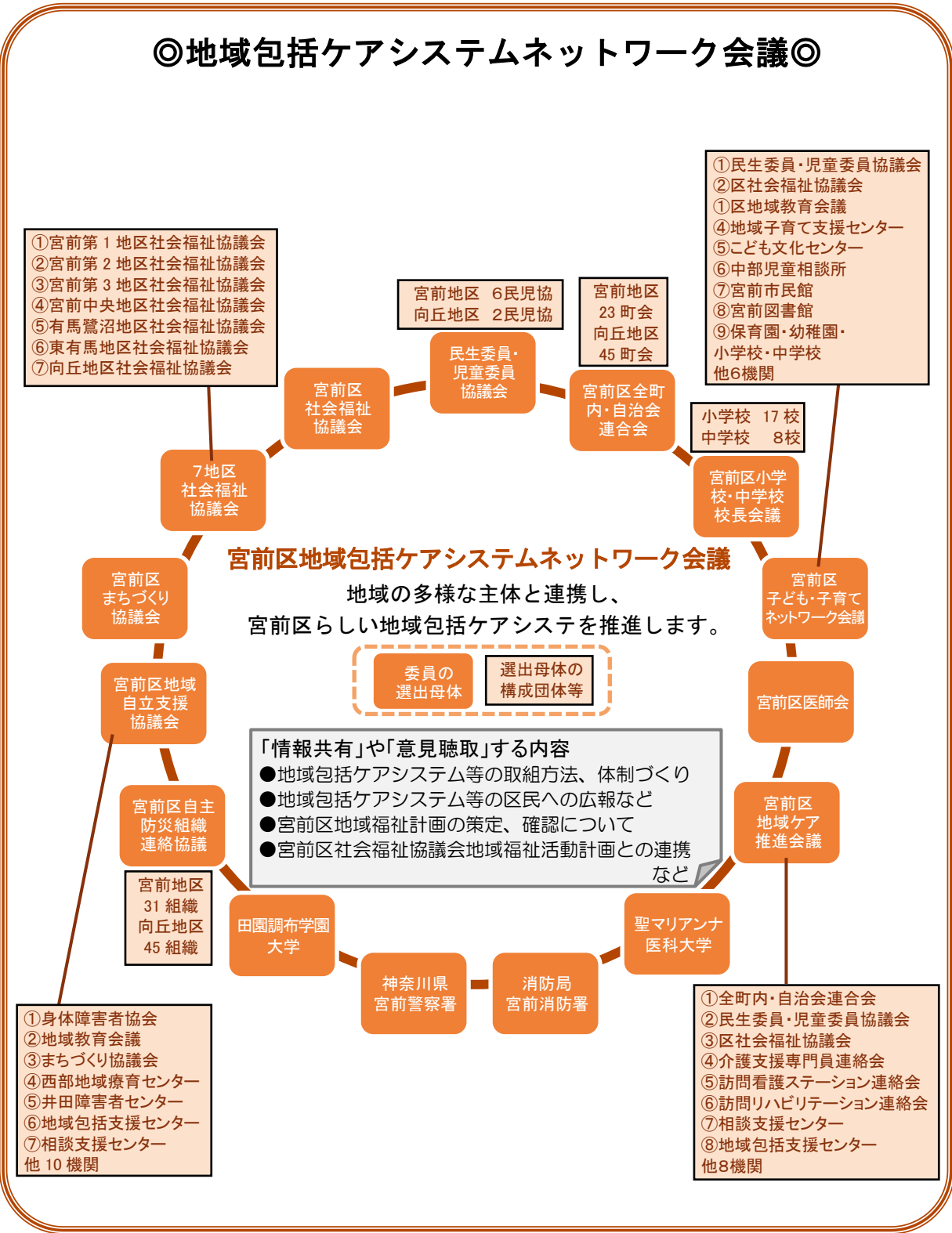
新 障害者虐待防止の支援体制の充実

障害者相談支援センターと連携し、障害者虐待の防止・対応のため、相談支援を行います。

【区担当所管】 高齢・障害課



◎地域包括ケアシステムネットワーク会議◎



基本目標4 地域づくりのための連携・協働の推進

基本方針1 保健・福祉などの連携・協働の推進

住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、保健・福祉などの連携・協働に取り組みます。

具体的な事業39

宮前精神保健福祉連絡会

精神保健福祉関係団体が連携を取り開催する情報交換の場に参加し、障害者（児）を取り巻く様々な問題を把握しながら、障害者（児）を支援するための取組を支援します。

【区担当所管】 高齢・障害課



具体的な事業40

新 安心な在宅療養の環境づくり

安心して在宅で医療・看護・介護・福祉等一体となったケアが受けられるよう、多職種間での連携支援につとめるとともに、在宅医療・療養に関する様々な情報を、区民に向けて発信します。

【区担当所管】 地域ケア推進担当、地域支援担当、高齢・障害課



基本方針2 区民、事業者と行政の連携・協働の推進

町内会・自治会などの地縁組織や民生委員児童委員、民間事業者等の地域における多様な主体との連携、協働により、地域福祉の向上に取り組みます。

具体的な事業 41**新 地域包括ケアシステムネットワーク会議の開催**

宮前区地域包括ケアシステムネットワーク会議を開催し、宮前区における多様な主体と連携した地域包括ケアシステム等を推進します。

【区担当所管】 地域ケア推進担当

具体的な事業 42**地域包括支援センターとの連携による地域づくり**

高齢者における地域課題の抽出や地域づくりのためのネットワークの構築を図るために地域ケア会議や地区活動を通して区内地域包括支援センターとの連携を推進します。



【区担当所管】 地域支援担当



具体的な事業 43 **民生委員児童委員・保護司会等の活動支援**


域福祉の重要な担い手である、民生委員児童委員・保護司会等の取組について、広く区民に周知するなど、活動しやすい環境をつくれます。

【区担当所管】 地域ケア推進担当

広げよう 地域に根ざした 思いやり

地域の相談相手



互助

具体的な事業 44 **主任児童委員と保健福祉センターとの連絡会の開催**


主に乳幼児のいる家庭の地域での見守りや育児課題について連絡会を開催し、情報共有を促進します。

【区担当所管】 地域支援担当

具体的な事業 45 **宮前区地域自立支援協議会の開催**

障害者（児）の方が、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、相談支援の充実や地域のネットワークの連携を強化し、また、障害を理解していただくための普及啓発等の推進を目指して、地域自立支援協議会を開催します。

【区担当所管】 高齢・障害課



具体的な事業 46

子ども・子育て支援ネットワーク会議の開催

子ども・子育て支援機関・団体の代表者による会議、実務者による会議を開催し、情報共有や子育て支援等に関する意見交換を行い、子育てしやすいまちづくりを推進します。

【区担当所管】 地域ケア推進担当

具体的な事業 47

新

幼保小(中)連携事業

区内にある幼稚園、保育所及び小(中)学校が相互の役割を理解し発達の連続性を踏まえた子どもの育ちを支援することを目的に取り組みます。

【区担当所管】

保育所等・地域連携、学校・地域連携



具体的な事業 48

新

関係する営業施設等との協働による地域づくりの推進

食品衛生協会、理美容組合、営業施設、動物愛護ボランティア、地域で活動する団体等とのつながりを活用し、事業者等を介した情報発信等による地域づくりの推進に取り組みます。

【区担当所管】 衛生課



具体的な事業 49

新

社会福祉協議会との連携・協働

社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」と連携し、社会福祉協議会と区役所がそれぞれの役割を果たすことによって、より一層の地域福祉推進を目指します。

【区担当所管】

地域ケア推進担当、地域支援担当



◎第3期地域福祉活動計画◎

宮前区社会福祉協議会では、地域福祉活動計画を策定しています。現在の第3期計画は、平成27(2015)年度から31(2019)年度までの5年間の計画として策定し、4つの重点目標を掲げ「誰もが住み慣れた地域で安心して生き生きと暮らせるまち」の実現に向けて、取り組んでいます。

第3期地域福祉活動計画(平成27(2015)～31(2019)年度)の重点目標と具体的取組

●重点目標1 集い・交わり・情報交換できる場(拠点)をつくります！

- 【具体的取組】
- ・福祉活動拠点の調査と情報提供
 - ・新たな福祉活動拠点の開拓に向けた仕組みづくりと呼びかけ など

●重点目標2 見える活動・身近な社協を目指します！

- 【具体的取組】
- ・広報誌「みやまえの福祉」と「宮前・ボランティア活動情報」の一元化と再編
 - ・地域情報誌等の活用 など

●重点目標3 気軽に参加できる福祉のまちづくりを推進します！

- 【具体的取組】
- ・出前講座の開催
 - ・ボランティアフォローアップ研修やボランティア交流会の開催 など

●重点目標4 誰も孤立しない、安心して暮らせるまちをつくります！

- 【具体的取組】
- ・ボランティアや障がい等当事者による専門相談の実施
 - ・地域の支援組織や専門職とのネットワークの構築 など

第5期計画の推進体制

第3章

あなたの身近にあります！

社会福祉協議会

社会福祉協議会は、社会福祉法に基づき「地域福祉の推進を図ること」を目的として地域住民やボランティア、福祉・医療の関係機関、行政等と連携し、「福祉のまちづくり」に取り組む民間の非営利団体です。

川崎市には市及び7区それぞれに社会福祉協議会があり、地域の実情に合わせた福祉事業を展開しています。さらに、宮前区内には地域住民が福祉の担い手となり、住民同士で互いに「支え合うこと」を目的に様々な福祉活動を行う「地区社会福祉協議会」が7つあります。構成員や活動内容は、それぞれ異なりますが、その多くは町内会・自治会、民生委員児童委員、保護司、社会福祉に関する団体等によって構成され、地域に根差したきめ細やかな福祉活動を行っています。

地区社協地域図



◎宮前区地域自立支援協議会とは？◎

障害を持った方が暮らしやすい地域となることを目指して、活動しています。

メンバー

- ・基幹相談支援センター、地域相談支援センター、障害関係機関、関係団体、障害当事者及び家族、区役所等

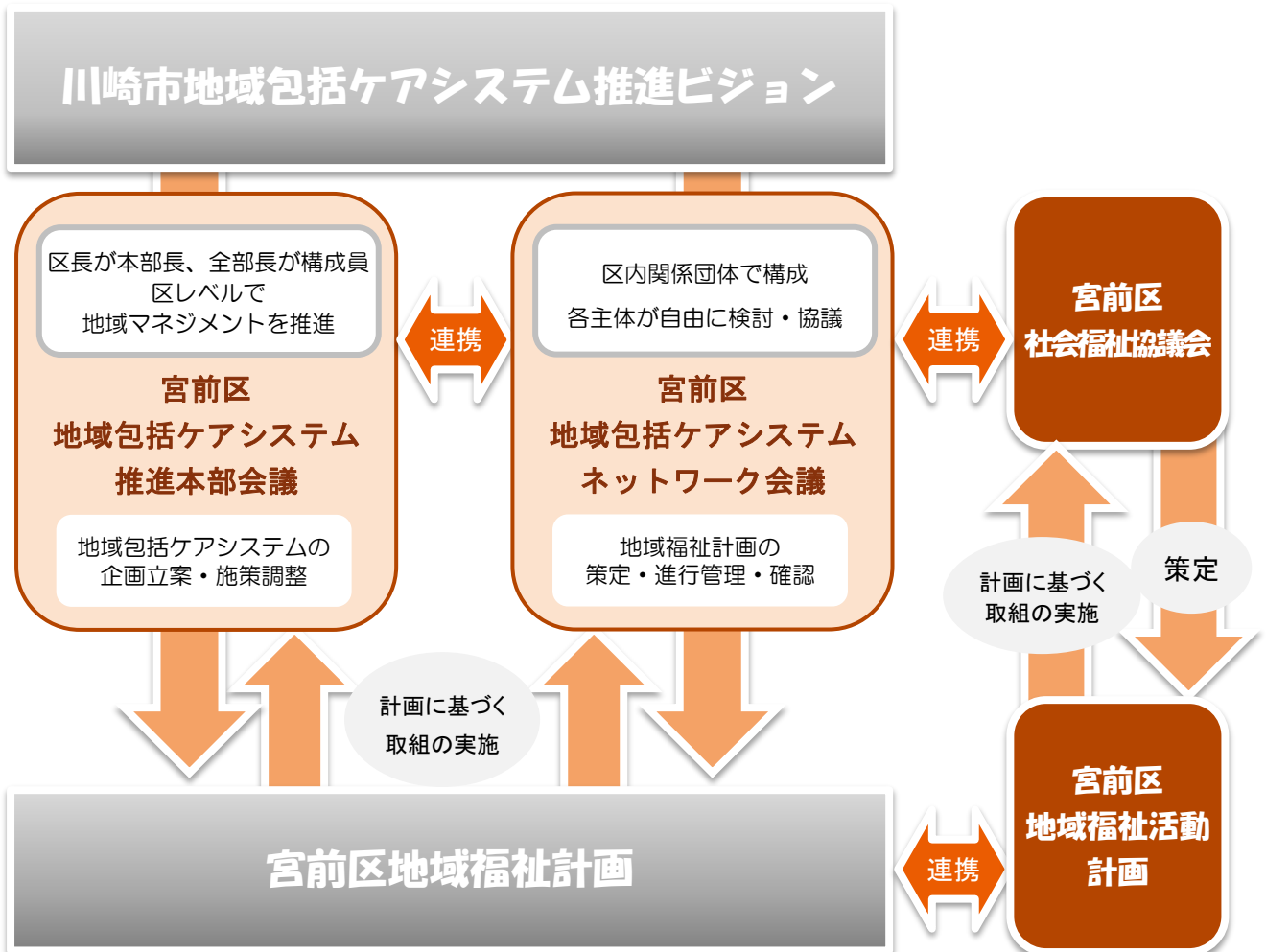
活動内容

- ・定例会及び、「児童」「暮らし」「相談支援」の専門委員会を設置し、活動しています。
「児童専門委員会」：子育て支援の情報収集と提供を目指し取り組んでいます。
「暮らし専門委員会」：障害のある方の暮らしづらさの解消に向け、防災や移動等について取り組んでいます。
「相談支援専門委員会」：個別支援の中で出てきた課題解決に向け、取り組んでいます。

1 地域福祉推進のための役割

本計画が、福祉、保健、医療、教育、まちづくり等、様々な分野に関連していることから、庁内の関連部局で構成する「宮前区地域包括ケアシステム推進本部会議」において、全庁的に本計画の施策を推進し、また、区社会福祉協議会との連携を強化の上、区社会福祉協議会の地域福祉活動計画と地域課題を共有、相互に補強・補完し合いながら地域福祉を推進していきます。

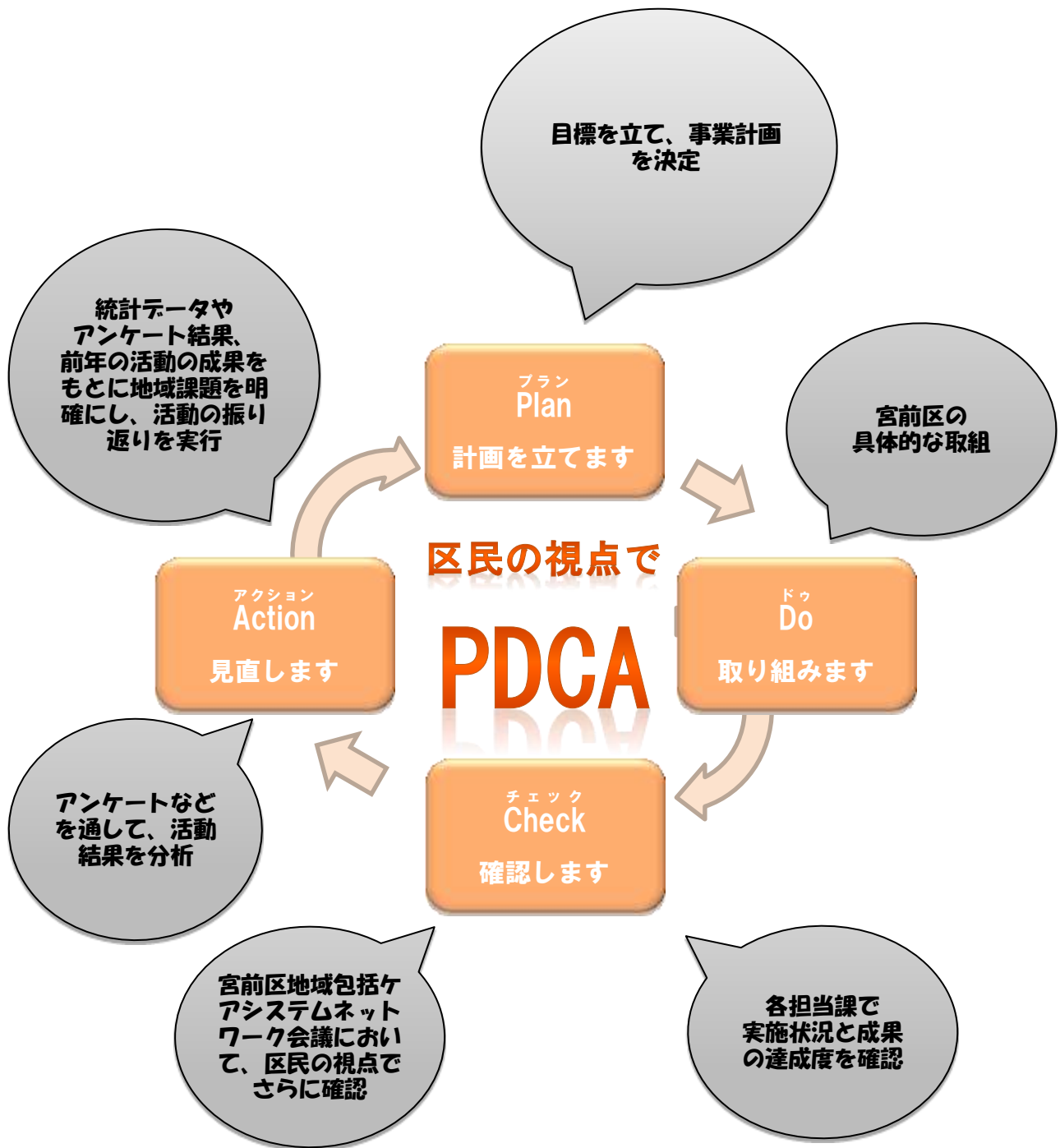
また、本計画の進行管理・確認は、学識経験者、町内会・自治会、区・地区社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、その他各分野の団体の代表等で構成する「宮前区地域包括ケアシステムネットワーク会議」において実施します。



2 計画の進行管理

計画は、区ホームページや市政だより宮前区版において公表し、市役所・宮前区役所の窓口で冊子を配布しています。

毎年、担当課が計画の取組報告書を作成、実施状況と成果を振り返り、宮前区地域包括ケアシステムネットワーク会議において区民の視点でさらに確認します。そして、次年度に向けての課題・展開・事業内容の見直しなどを検討し、計画を推進します。



第5期川崎市地域福祉計画の施策体系図

基本理念

市民一人ひとりが共に支え合い安心して暮らせる ふるさとづくり
～川崎らしい都市型の地域包括ケアシステム構築をめざして～

施策の展開に向けた4つの基本目標

1 住民が主役の地域づくり

- (1) 誰もが参加できる健康・いきがづくり
- ①健康づくり事業
 - ②介護予防事業
 - ③生涯現役対策事業
 - ④生活習慣病対策事業
 - ⑤食育推進事業
- (2) 地域福祉活動への参加の促進
- ①民生委員児童委員活動育成等事業
 - ②老人クラブ育成事業
 - ③高齢者就労支援事業
 - ④青少年活動推進事業
 - ⑤地域における教育活動の推進事業
- (3) ボランティア・NPO活動等の支援
- ①市民活動支援事業
 - ②ボランティア活動振興センターの運営支援
 - ③NPO法人活動促進事業
 - ④地域に開かれた特色ある学校づくり推進事業
 - ⑤地域振興事業
 - ⑥地域福祉コーディネート技術研修
- (4) 活動・交流の場づくり
- ①地域福祉施設の運営（総合福祉センター、福祉バル）
 - ②いこいの家・いきいきセンターの運営
 - ③こども文化センター運営事業
 - ④地域の寺子屋事業

2 住民本位の福祉サービスの提供

- (1) 福祉に関する情報提供の充実
- ①地域子育て支援事業
 - ②老人福祉普及事業
 - ③福祉サービス第三者評価事業
 - ④地域福祉情報バンク事業
- (2) 包括的な相談支援ネットワークの充実
- ①地域包括支援センターの運営
 - ②障害者相談支援事業
 - ③児童生徒支援・相談事業
 - ④母子保健指導・相談事業
- (3) 保健・福祉人材の育成
- ①福祉人材確保対策事業
 - ・福祉人材バンク事業
 - ・福祉人材確保支援事業
 - ・福祉人材就労支援事業
 - ・人材開発研修センターの運営 他
- (4) 権利擁護の取組
- ①権利擁護事業
 - ・あんしんセンター運営の運営支援
 - ・成年後見制度推進事業
 - ②人権オンブズパーソン運営事業
 - ③女性保護事業
 - ④子どもの権利施策推進事業

3 支援を必要とする人が的確につながる仕組みづくり

- (1) 災害時の避難支援体制づくりの推進
- ①災害救助その他援護事業
 - ・災害時要援護者対策事業
 - ・大規模災害被災者等支援事業
 - ・被災者等支援事業
- (2) 一人暮らし高齢者等の見守りネットワークの推進
- ①地域見守りネットワーク事業
 - ②ひとり暮らし支援サービス事業
 - ③高齢者生活支援サービス事業
- (3) 虐待への適切な対応の推進
- ①高齢者虐待防止対策事業
 - ②障害者虐待防止対策事業
 - ③児童虐待防止対策事業
- (4) 生活に困難をかかえる人の自立支援
- ①生活保護家庭学習支援事業
 - ②生活困窮者自立支援事業
 - ③ひとり親家庭の生活支援事業
 - ④子ども・若者支援推進事業
- (5) ひきこもり対策等の推進
- ①社会的ひきこもり対策事業
 - ②自殺対策・メンタルヘルス普及啓発事業

4 連携のとれた施策・活動の推進

- (1) 保健・医療・福祉の連携
- ①がん検診等事業
 - ②妊婦・乳幼児健康診査事業
 - ③在宅医療連携推進事業
- (2) 市民・事業者・行政の協働・連携
- ①地域包括ケアシステム推進事業
 - ②認知症高齢者対策事業
 - ③社会福祉審議会の運営
 - ④地域福祉計画推進事業
 - ⑤多様な主体による協働・連携推進事業
 - ⑥居住支援協議会の運営
- (3) 社会福祉協議会との協働・連携
- ①社会福祉協議会との協働・連携

